

令和5年12月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 令和5年12月5日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 黒川美克議員 (1) 高浜市公共施設あり方計画について  
(2) 高浜市民憲章について  
(3) 地方公共団体の情報システムの標準化について
2. 鈴木勝彦議員 (1) 令和6年度予算編成に対する市政クラブの政策提言について  
(2) 受益者負担の適正化について
3. 野々山啓議員 (1) ICT推進によるペーパーレス化について  
(2) DX推進による「おくやみ窓口」の進捗状況について  
(3) 商品軽自動車税の課税免除について
4. 柴口征寛議員 (1) 環境行政について  
(2) 福祉施策について
5. 今原ゆかり議員 (1) 産前産後ケアと産後ドゥーラについて  
(2) がん検診の推進について

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	木 村 忠 好
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
ICT推進グループリーダー	平 川 亮 二
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	久 世 直 子
行政グループ主幹	本 多 征 樹
財務グループリーダー	清 水 健
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	芝 田 啓 二
経済環境グループリーダー	島 口 靖
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	東 條 光 穂
介護障がいグループリーダー	都 築 真 哉
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	中 川 幸 紀
健康推進グループ主幹	鈴 木 美 奈 子
こども未来部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
土木グループリーダー	清 水 洋 己
都市計画グループリーダー	村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー	山 下 浩 二
上下水道グループリーダー	亀 井 勝 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子

主 査 森 本 将 史

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしく願いいたします。

---

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承お願いいたします。

初めに、14番、黒川美克議員。一つ、高浜市公共施設あり方計画について、一つ、高浜市民憲章について、一つ、地方公共団体の情報システムの標準化について、以上3問についての質問を許します。

14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告による一般質問を行います。

最初に、高浜市公共施設あり方計画から質問をいたします。

令和5年3月改定の高浜市公共施設総合管理計画の中に過去6年間の取組ということでモデル事業として、当初計画にモデル事業として位置づけられた高浜小学校等整備事業、勤労青少年ホーム跡地活用事業及び市役所本庁舎整備事業は、ともに事業が完了しています。それぞれの事業の概要は以下のとおりです。

ちょっと朗読させていただきますと、アとして、高浜小学校等整備事業。高浜小学校の公共施設について、小学校区を単位とした地域の活動拠点として位置づけ、高浜小学校を核とした多目的利用ができる施設を整備し、令和元年度から令和2年度にかけて開設しました。具体的には、高浜小学校の建て替えのほか、公民館等の継承施設となる集会施設及びスポーツ施設として地域交流施設（たかぴあ）、中央児童センター、中央児童クラブの継承施設として高浜児童センター、高浜児童クラブを設置しました。

イとして、勤労青少年ホーム跡地活用事業。勤労青少年ホームは平成29年度に用途廃止し、他

施設への機能移転を行い、建物を除却しました。その跡地に民間のノウハウの活用により、市民がスポーツに親しむことのできる新たな拠点を設けました。その際、高浜小学校等整備事業基本計画において、高浜小学校の建て替えを機に水泳指導は民間施設で行うこととしており、これを受けて本施設に学校プール機能を併設しました。

ウとして、市役所本庁舎整備事業。旧高浜市役所庁舎は、昭和52年に旧耐震基準で建設されました。耐震基準を満たしていないことから、必要な耐震性の確保のため建て替えを実施し、平成28年度に供用開始しました。その際、庁舎の建物は民間事業者が保有し、本市は民間事業者から賃借する20年間のリース方式としました。このことで、市が建物を保有する一般的な方式と比べ初期投資が抑えられ、経費の平準化が図られています。

その他、改善の取組ということで書いてあるんですけども、そのことで最初に、高浜小学校等整備事業について、どの施設を移転したのか、また、移転前の施設の利用状況と維持管理費をそれぞれお答えください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 最初に、高浜小学校等整備事業では、市民センター、体育センター、公民館、児童センター及び介護拠点施設の機能移転を行いました。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、施設の利用状況と維持管理費ということで、中央公民館、それから体育センター、それから旧大山公民館、大山会館について、文化スポーツグループからお答えしたいと思います。

まず、中央公民館ですが、平成28年11月15日に閉館ということですので、直前の27年度の数字でお答えしてまいりたいと思います。利用件数が2,486件、それから利用人数が7万1,291人でございます。それから、施設の管理運営費ということでございますが、中央公民館は、ほかの公民館などの施設も含めて、当時は6施設を一括で指定管理者による運営という形で行ってまいりましたので、一般管理費を除く直接経費ということでお答えいたしますと、年間約3,000万円という状況でございます。

それから、2点目として、大山会館でございますが、令和元年度をもつての閉館ということですので元年度の数字でお答えしたいと思います。利用件数が1,620件、利用人数が1万8,084人。それから、管理運営費ですけども、委託料ということで639万5,774円でございます。

それから、最後に、体育センターでございますが、令和2年12月23日の閉場ということですのでこちらも元年度の数字でお答えしたいと思います。利用件数が2,318件、利用人数が3万3,033人。それから、管理運営費でございますが、こちらも指定管理者による運営ということで、体育センター単体ではなく、武道館、グラウンド等一括で行っておりますので、人件費や一般管理費を除く体育センター運営に係る直接経費のところでお答えしますと、年間約270万円ほどと

いう状況でございました。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 移転前の施設として児童センターの関係についてお答えさせていただきます。

移転前の施設として、中央児童センターと中央児童クラブが令和2年の12月まで現在の中央保育園の3階で活動をしておりました。移転前の施設利用状況と維持管理費につきましては、中央児童センターの令和元年が通年度の費用になりますのでお答えさせていただきますと、延べ利用人数は6,174名、維持管理費は光熱費、委託料、維持管理費合計として1,273万7,022円。中央児童クラブの令和元年度については、延べ利用人数は7,469名、維持管理費は630万6,459円となっております。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 介護予防拠点施設で、平成31年4月からものづくり工房あかおにどんとIT工房くりっくが地域交流施設たかびあに移転しております。移転前の利用状況と維持管理費につきましては、平成30年度の実績になります。あかおにどんでは延べ335名の利用で378万2,460円、くりっくでは延べ777名の利用で373万439円であります。

また、令和4年4月からは高浜北部老人憩の家の機能を春日庵に移転しております。こちらの移転前の利用状況と維持管理費につきましては、令和3年度の実績ですが、延べ599名の利用で24万4,847円となります。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 次に、高浜小学校等整備事業の総額と移転後の施設の利用状況と維持管理費をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 最初に、高浜小学校等整備事業ですが、平成29年3月に事業契約を締結しました。その後、地中埋設物撤去やアスベスト処理、物価変動率の上昇などにより事業契約の変更を行っており、現在の契約金額は49億5,516万8,916円となっております。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 移転後の施設利用の状況等についてということで、まず、地域交流施設、それから小学校の特別教室の関係について申し上げます。

利用状況ですが、令和4年度の実績ということで件数が4,022件、それから人数としましては5万305人という状況です。それから、管理運営の委託料としましては、令和4年度の実績が977万7,544円でございます。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 移転が令和3年の1月になるものですから、通年の利用の状況が

分かるものとして令和3年度の数値でお答えさせていただきます。

高浜児童センターの令和3年度につきましては、延べ利用人数は1万4,612名、維持管理費は1,315万501円。高浜児童クラブの令和3年度については、延べ利用人数は7,740名、維持管理費は1,007万3,374円となっております。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 同じく移転後の利用状況と維持管理費につきましては、令和4年度の実績で、あかおにどんが延べ259名の利用で145万969円、くりっくが延べ710名の利用で113万4,181円です。

高浜北部老人憩の家の機能を移転した春日庵では、延べ568名で3万6,890円となります。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 高浜小学校等整備事業の縮充効果として、面積での削減効果の説明は聞いたことがあります、財政面での削減効果については聞いたことがありません。幾らの財政削減効果があったのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 財政削減効果ということでございますが、複合化により用途廃止した施設については、今後、大規模改修ですとか建て替え等が当然今後発生をしませんものですから、そういった面からいけば財政削減効果は当然あると認識しております。ただ、今後の物価変動ですとか、それぞれの施設の維持管理等も変更しております、金額として表すのはちょっと非常に困難であるというふうに考えております。ただ、今現在言えるとすれば、民間の資金調達により約7億円の初期投資費の平準化が図られたと、そういったメリットあるというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、総務部長答弁していただきましたように、非常に実績として今までそれを建て替えするということも高い費用になるということは、僕、承知しております。

それで、ちょっと僕の聞き方が悪かったんで申し訳ないんですけども、実際に先ほど1年目のときで利用者数や何かお聞きしましたけれども、現実、今あそここのところの利用者、それはどのようにになっているのか、再度お答えください。

ちょっと分かりません。以前のときに言っていたのは、中央公民館が2,486件だとかそういう大山会館が1,620人だとか、それがやる前ですよ。やった後、今現在その中に移っているわけですけども、そこの移った現在の利用者、それやることによって何人の人が何人になったかということが分かるじゃないですか。そのところをちょっと教えてください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほど機能移転前の状況、それから機能移転後の直近の状況と

ということで、数字はお示したとおりでございますけれども、まず例えば中央公民館、それから大山会館を廃止する際にどこへ移っていくかというところで、当時、必ずしもたかぴあがあるわけではないということでありまして、例えば中央公民館では、女性文化センターであったりふれあいプラザであったりということで、機能としては地域交流施設のほうに移していますけれども、実際の利用としましては、市内にある公共施設、様々なところを利用される、あるいは、それを機に活動の場所を替えるだとかいうところがございますので、以前使われていた人数がそのまま地域交流施設に移るものでは必ずしもないということでございます。

ただ、地域交流施設の利用状況、年々推移を見ておりますと件数等も増えているというふうには認識しておりまして、やはり利用していただくことによって、ここの場所というのが活動しやすいだとか、そういった実感のところをいただいているのではないかなというふうには考えております。

○議長（杉浦康憲）　こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸）　令和元年度の中央児童センター、児童クラブの人数については、先ほど御説明させていただいた数値になります。直近の高浜児童センターと児童クラブの利用人数につきましては、高浜児童センターが令和4年で1万5,909名、令和元年度の中央が6,174名ですので倍以上になっています。児童クラブにつきましては、令和4年が1万473名になりますので、こちらも大体1.5倍になっていまして、支援数、支援のほう、1支援から2支援に令和5年から増やしております。

○議長（杉浦康憲）　14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克）　ありがとうございました。

ちょっと僕も質問の仕方が悪くて申し訳なかったですけども、おおむね前よりも増えていると、そういったような認識で捉えさせていただきますけれども、過日たかぴあで文協展が開催されたときに、関係者の方から、たかぴあのロビーで生け花と紅白幕を飾りたいとお願いしたところ利用を断られたということを知りましたが、そのような事実があったのかどうか、お答えください。

○議長（杉浦康憲）　文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美）　文協展の御質問でございますけれども、集会室の1にお茶席を設けるので、その集会室の前の廊下に生け花を展示したいという御要望があったというお話はお聞きしております。ただ、一般的なことで申し上げますと、例えば廊下ですとかエントランスのホールというのは来場者が通行する場所でございますので、通常は貸出しスペースというものには含めていないというところがございます。ただ、例えば地域交流施設内の全ての部屋を使って行うイベントで、かつほかにも利用団体がないということであれば、例えば動線に支障がないといったようなこと十分に打合せをした上で問題がないこと確認できましたら、廊下あるいはエン

トランスホールの一部をお使いいただくということは可能であるというふうに考えております。

それから、紅白幕につきましては、私、当日現場のほうお邪魔させていただきましたけれども、お茶席で利用された集会室1でパネルを利用して紅白幕が張られておりましたが、こちらにつきましても一般的には、壁に例えば紅白幕に限ったことではございませんが、壁にガムテープで貼るだとか画びょうを打つということは壁を傷める原因になりますので、そういったことについてはお断りしております。

施設の利用につきましては、やはり利用団体の皆様方と十分な事前調整、それからコミュニケーションを取っていく、それは非常に大切であると考えておりますので、今、御質問いただいた件に限ったことではございませんが、利用団体の皆様と詳しく御相談、それから打合せをさせていただきながら、施設の効果的な活用というものを図ってまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今、答弁いただきましたけれども、私がちょっとよそのところの状況見えますという、ここは使用料金の算定の中にそういったところが入っていないもので、そういったことは、今言われたみたいに全部施設を借りてくれだとかそういったようなお話だったと思うんですけども、そういったときの使用料、いわゆる施設を全部借りたかそういうような形にしますという、その各部屋の使用料があるわけじゃないですか。そういったことを使用料条例ではそういうふうな形になっておりますので、全体を利用したらどうかというそういった賃料の決め方にはなっていないと思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 先ほど申し上げましたとおり、エントランスホールとか廊下というのは、あくまでも通行したりするスペースという位置づけになっておりますので、先ほど申し上げたようにどのような催しをされるかという相談に応じて、場合によっては使っていただくことを認めているというような状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 全世代楽習館では使用料が決まっています、あそこのところはロビーか何かのところの使用料の中で決まっていると思いましたがけれども、その辺のところと今のたかびあのところを比べて考えたときに、そういうような金額もきちっと決めていくべきじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 使用料に関しましては、定期的に金額も含めて見直しをしていくというようなサイクルがございますので、そういったことを課題というふうに受け止めさせていただきます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） いずれにしても、今、先ほどリーダー答弁されたようにきちっと利用者の方と話をし、双方が納得いく形で利用をしていただきたいと思いますので、その辺のところはよくお願いをしておきます。

次に、かわら美術館について質問をいたします。

陶芸創作室を図書館に転用したために、美術館の維持管理費は減額されていると思いますが、幾ら減額されたのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館・図書館の運営に係る指定管理料につきましては、これまでも何度か御質問いただき、その都度お答えをしておりますけれども、指定管理料については、例えば物価上昇に伴う増額、それから事業の廃止や見直しによる減、そういったことを一体的に運営することによる増減というような全体の中で費用を組み直しているというところがございます。陶芸創作室の運営に要する費用としましては、材料ですとか人件費、焼成代といったようなものがございますけれども、そういった全体の中で組み直しているということで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 言われるとするとところは分かるんですけども、実際に以前の指定管理の中では陶芸創作室だとか何か全部含めていられたんですけども、そういったところの細かい積算はしてみえないということではよろしいでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 指定管理者からの年度報告書というものは頂戴しておりますけれども、それはそれぞれの科目ごとに出ております。例えば人件費というよう、陶芸創作室の運営に係る人件費というのは、ほかの人件費と混ざっているというところがございますので、なかなかちょっと試算がしにくいというような状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 私がなぜこんな質問するかといいますと、実際にあそこのところは以前は美術館だけだった、その中に図書館を入れた。そうすると、本来からいくと美術館の職員数は減ってしかるべきなんですよ。陶芸創作室廃止しているわけですから。図書館はその人が入っているわけですから、その人数分は増える。だからトータル的にいっていくと、創作室が減った分が図書館が入ったから全体的な費用は変わりませんよと、そういう理屈だと思うんですけども、私はちょっと考え方が違っていて、やはり本来美術館は美術館、図書館は図書館、そういった形できちっと精算をするべき。

例をいいますといわゆる今の、この後から質問させていただきますけれども、としよびあですね。としよびあのところは、あそこは新たに図書館の機能が入ったから、そのところにこれだ

けの費用がかかりますよと、そういったことは前のときの説明でも聞いておりますもので分かるんですけども、実際にそういったことを細かくきちっと積算していただいて、それで指定管理に出してもらおうと、そういった形のことをぜひお願いしたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今、陶芸創作室を廃止したからというような御質問ございましたけれども、実際には今、部屋ではございませんけれども別の部屋で焼きものづくりの体験を行ったりですとか、鬼師の方と連携しながら鬼瓦の体験づくりの機会を設けるだとか、そういった機能のところは残しております。そういった全体の企画もしながら運営をしているということでございますので、先ほど美術館の陶芸創作室を廃止したから、美術館のスタッフの職員は減らすべきだということございましたけれども、そういった様々な企画も行いながら、美術館と図書館の複合効果も意識して運営しているというところで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 今の答弁ですけれども、陶芸創作室やっているのは、以前そのところで陶芸指導しておった人が、自分がそのところの部屋を借りてやっているとそういう話じゃないんですか。お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 確かにそう、今、14番議員が御指摘のとおりでございますけれども、いろんな事業を企画したり、その関係者の方と調整したりという仕事のところはございます。それから、陶芸創作室の運営に要していた費用、先ほど申し上げた費用、それについては減っているというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 時間の都合がありますので、これ以上は聞きませんが、そういったところもきちっと精査をしていただきたいと思います。

次に、かわら美術館ではいろんな改修工事等を実施していますが、令和3年度、令和4年度、令和5年度のそれぞれの工事内容と請負業者、請負金額、それから設計委託料についてもお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） かわら美術館・図書館の本館に係る改修工事ということで、50万円以上の工事のところでお答えしたいと思います。令和3年度につきましては、まず防災設備の改修工事、非常灯、誘導灯の関係でございますけれども、こちらが783万2,000円、それから電気設備の改修ということで、真空遮断器の更新が452万7,600円でございます。

それから、令和4年度につきましては、給排水設備受水槽の改修が121万円、それから同じく給排水設備湧水槽の改修が129万8,000円、それから防火ダンパーの工事ということで77万円とい

うこととございます。

それから、令和5年度につきましては、まだ現在執行中ということとございますので、11月末の契約額ということで申し上げます。まず、屋上修繕工事、瓦屋根改修工事というのが当初予算分が317万3,500円、それから、同じく瓦屋根の改修工事で9月補正でお認めいただいた分につきましては862万700円、それから冷温水発生機の修繕工事が440万円、それから下水道の接続工事が62万7,000円、それから排煙窓の修繕工事として1,163万8,000円でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 工事内容と金額にはお答えいただいたんですけども、設計金額、その数字をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） すみません、ちょっと設計金額については事前に通告いただいておりませんでしたので、今ちょっと手元にはございません。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 後ほど聞きにいきますので、お答えください。

続きまして、旧図書館の本館ですけれども、これがちょっと私、市民の方から話を聞いたんですけども、漏水しているという話を聞いたんですけども、どのような状況か、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 旧図書館本館、現在かわら美術館・図書館の附属施設ということでございますけれども、建物の外の配管で水漏れがあるということが確認できておりますが、現在その対応方法について調査検討中という状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） もう少し細かくお答えください。いわゆる今現在漏水しているから、それ今止めているはずですよ。あそこには人が常駐していないから、別に止めておいてもいいということだからかもしれませんけれども、あそこには人が出入りするわけですので、そういったときに例えばトイレが使えないとか何かいったことになるという、それは不都合じゃないかというように思いますので、その辺のところをもう少し詳しく。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現在、止水をしているということで、当然ながら指定管理者のほうにもその旨伝えて、水が出ないことを前提とした対応をしていただくというところでございますが、附属施設の立入り、例えば図書トイレに行くだとかそういうことはございますけれども、長時間ということではございませんので、先ほど申し上げたように水が出ないことを踏まえた対応ということでお願いしております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 令和5年9月の私の一般質問の答弁で、リーダーは、郷土資料の活用については現在企画中でして、秋ぐらいをめどに、本館のところでコーナー展示ということで、図書と絡めて皆さんに興味関心を高めていただける機会を現在企画中ですとの答弁がありました。その後どのようなになっているのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 郷土資料の活用についての御質問でございますけれども、例えば今年度からたかはま歴史・文化保存活用事業におきまして、古文書手ほどき講座というものを新たに開始しておりますので、それと関連しまして、「古文書を読んでみよう」と題して高浜村や高取村の古文書の写しや翻刻の展示、それから関連する書籍の特集コーナーというものを設けたことがございます。現在は、三河土人形のテーマということで土人形の展示と、それから人形文化にまつわる書籍の特集コーナーということをして設けております。

今後もそういった様々な切り口から書籍と関連づけながら、郷土にまつわる資料の紹介を行ってまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 以前、私が郷土資料館のあれについて聞いたときには、あそこに郷土資料を整理する職員の方がお見えになって、それがあそこの3階の資料のところで整備をしてというそういう話を聞いたんですけれども、今それはどこでやっているわけでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 基本的にはかわら美術館・図書館の3階のスペースのところで行っておりますけれども、必要に応じて立入りが必要ということであれば、指定管理者のスタッフと共に立ち入るといようなことで対応しております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 私、以前にも申し上げたことがあると思いますが、あそこのところにある郷土資料というのは市民の方から寄附をされた資料が多くて、その寄附した方も、ぜひあそこのところで展示をしていただきたいということで寄附をされた方が多いわけですが、なかなかせつかくあそこのところに施設はあるわけですから、いわゆる市のほうも公共施設のあり方の中で、縮充はしていくけれども、ある施設は有効に使っていくとそういったことを答弁されてみるわけですので、ぜひ今の郷土資料館のところもあのまま倉庫だけで使うじゃなくて、ぜひそういったような利用の仕方もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 旧図書館、それから郷土資料館の建物を附属施設、収蔵庫にするといった経緯については、これまで何度もお答えしてきたとおりでございます。建物の老朽化

といったようなところがございますので、市民利用には供さないということで答弁してきたかと思えます。

ただ、先ほども申し上げましたように資料につきましては、今までもそうですけれども、じゃ郷土資料館に置いておけば皆さん見に来てくださるかということ、必ずしもそうではないと思えます。むしろ今のように図書のコーナーとセットで置くことによって、目に触れていただいたり新たに興味を湧いていただける、そんなように考えておりますので、そうやって市民の皆様の目に触れていただき、またさらに興味関心が高まるようなそういった展示、それから活用ということを考えてまいりたいと思えます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） これ以上やっても僕の期待するような答弁は得られませんので、次に移らせていただきます。

令和6年度よりいきいき広場が出張所を廃止する条例案が12月定例会に上程されていますが、この条例案が可決された場合、いきいき広場ととしよびあの開館時間はどのようになるのか、お答えください。廃止した場合は分庁舎扱いとはならないのか、お答えください。

○地域福祉G（東條光穂） いきいき広場では朝8時半から夜9時まで営業を行っておりまして、貸館業務を行っておりますので夜9時までとなります。今回は出張所の廃止ですので、分庁舎というのはまた違うことだと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） としよびあの開館時間がどのようになるのかという御質問でございますが、としよびあの開館時間は平日は午前9時から午後8時まで、それから土日祝日は午前9時から午後5時までとなっておりますけれども、7月22日にオープンしてまだ4か月余りというような状況でございます。利用状況を見てみますと、例えば仕事や学校終わりに立ち寄られる方もいらっしゃるということ、それから、特に学習スペースにつきましては最近満席になる日もあるなど、利用が好調な面もございますので、当面は利用状況を見てまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 令和5年8月から令和5年11月までのとしよびあの時間ごとの利用者数をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 入館者数のカウントにつきましては、自動カウンターというのがございますけれども、そちらについては、時間で何人ということが把握できないというところがございます。ただ、やはり時間ごとの利用者数というものの分析は必要であろうということで、今、調査も進めているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） なぜ私のような質問したかといいますと、現在いきいき広場のほうは、としょぴあもそうなんですけれども、現在8時半から8時まで出張所扱いでなっているわけですが、それが今回出張所が廃止されるといって、5時15分までの開館時間になるわけですね。そうすると、としょぴあだけがいわゆる条例で9時から8時までになっていますので、その間職員がいると。

それで、なぜ時間ごとにとというのは、いわゆる今後、前とかでもそうだったんですけれども、いわゆる5時で、前のときは開館時間が6時までだったんですけれども、それが2時間延ばした、その延ばしたことによって、その2時間でどれだけの入館者の方が見えるかということをしきりと調べておいていただいて、今後やっぱり施設が利用される方が、そのためにほかの方が余分な費用負担をするということは、僕は避けなければならない、やっぱり受益者負担の原則からいっていきますと、やはりきちっとそれ相応の負担をしていただくというのが、僕は当たり前の話だと思いますので、その辺のところも踏まえまして、実際に8時までやるのがいいのか、その辺のところをきちっと検証していただいて、今後の行政に生かしていただきたいと思いますので、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 美術館・図書館、としょぴあが移転する、その以降にこういった施設そのものの利用状況が開館状況含めて変化をしていくというところがあります。ただ、最初、先ほどリーダー申しましたように、まだ4か月というところもある中でそういったものをちゃんと把握していくということで、先ほどリーダー申しましたように、時間等についても把握していくということですので、それを踏まえて検討していくということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） それから、もう1点ちょっとお願いをしておきたいんですけれども、実際に今、各施設は指定管理でやっておるわけなんですけれども、その指定管理の報告、以前TRCのほうには、私は、かわらの図書館が非常に立派な報告書を出してみえますので、そういった報告書も参考にして業務報告を出していただきたい。その辺のところはやはりいろんな経費にもかかってくる話ですし、それをやるために費用もかかってくるわけなんですけれども、そういったこともぜひきちっとやって、業者のほうからきちっとした報告書を出させていただきたい、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 指定管理の運営状況の報告ということでございますけれども、利用人数、件数等をまとめたりですとか、どんな事業行ったか等々まとめた月次報告書というの

をきちんと頂きまして、さらに、それを基に定例会ということで指定管理者との打合せというようなことも行っておりますので、そういった状況とかを見ながら、もし報告書で改善すべき点があればあれですけれども、数字等きちんと御報告いただいているというふうに認識しております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 新しい図書館になって約5か月経過したわけですがけれども、今までどのように市民に対してPRしているのか、また、これからどのように市民にPRしていくのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、機能移転に当たって新しくかわら美術館の本館、それからとしょぴあに、それぞれのフロアにこのようなテーマの本がありますよというようなフロア図をつけたパンフレットのほうを作りまして、ホームページでの公表、あるいは会議ですとか何かイベント等あれば、そういったところお配りするといったようなPRをしております。

そのほか日常的なPRということでいきますと、広報たかはまのほうに行事であったりだとかトピックということを毎月掲載しております。そのほかSNSでの発信ということで、例えば学習スペースの状況であったり、こんな特集やっています、それからこんな事業ありますということをもめに発信をしているというような状況でございます。

今後のPRということでございますが、そういったPR方法についての皆さんの反応とかを見ながら、またさらに発信のほう強化してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ぜひせつかく市長の4期目の目玉で造った図書館ですので、ぜひ皆さん方に多く使っていただくような形のことをやっていただきたいと思いますけれども、ぜひ一度、市民の方にアンケートを取っていただいて、今の図書館がどうなったらいいかということをごひ皆さん方に問いかけをしていただきたいと思いますけれども、そういった考え方はあるかないか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現在、利用者アンケートということで、これまでも毎年12月に行っておりましたので、現在そのアンケートを行っている最中でございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） またぜひ議会のほうにも報告してください。

次に、旧図書館本館の駐車場の構築物の取壊しでございますけれども、これは当初予算で計上されているんですけれども、まだ現場のほうは入っていないと思いますけれども、その状況をお答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現在、発注に向けて準備をしているというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） なぜ当初予算で計上したのが今やっているんですか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 各方面との調整ということもございまして、現在発注に向けての準備を進めているというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） もう少し具体的に教えてくださいよ。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 今申し上げたとおりでございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 私、なぜこんな質問するかといいますと、あそこのところ、鉄骨とそれからスレートがあるだけですよ。それに対して一千何百万円の予算組んでいるわけじゃないですか。僕は、リーダーのところにも行って話をしたことがあると思いますけれども、実際にあそこのところはシャモットや何かが入っていて、そういったものを撤去しなければいけないだとかそういうような話を聞いておるんですけれども、その辺のところがあって、それを今、地主のほうと調整しているのか、そういったことが聞きたいわけですよ。お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 土地所有者の方とは話のほうはしておりまして、今、入札に向けての準備を進めているというところで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） いつまでたっても平行線ですので、次に移ります。

流作グラウンドと旧高浜職業訓練校について質問をさせていただきます。

過日、私のところへ市民の方から旧高浜職業……、失礼いたしました、僕の前稿が間違っていた。高浜高等専門学校の跡地ですね。それで市民の方から、その専門校の跡地に雑草がよく茂っているが何とかならないかという連絡がありました。

以前にも一般質問をしたことがありますけれども、そこのところは、都市計画道路吉浜棚尾線は名古屋鉄道三河線を高架で渡り、県道名古屋碧南線にアクセス都市計画決定がされ、その道路用地として高浜市が流作グラウンドを先行取得していますが、三河線の踏切用地として高浜市が流作グラウンドを先行取得しております。三河線の踏切までは道路が完成し、後は三河線の高架部分を残すのみでほとんどが完了しております。

この流作グラウンドの土地は、吉浜棚尾線の道路整備までの間、暫定的にグラウンドとして使用していますが、道路整備が事業化されればグラウンドとしての使用はできなくなりますので、

グラウンドの代替地となるような大きな土地はすぐに確保できないものと思われます。現在、流作グラウンドは、市民の方をはじめ多くの方々がスポーツに親しまれる場として、休日のみならず平日の夜も利用していることから、代替のグラウンドがなくてはならない施設だと思います。

そうした中、現在、港小学校の北側に専門校の跡地約4万平方メートルの更地があり、愛知県が保有しており、土地の規模や形状から流作グラウンドの代替地として有効であると考えます。流作グラウンドの代替機能を確保するため、グラウンドとしての運動施設だけでなく、特に地震など被災後の被災ごみの集積場所が必要となると思いますので、将来を見据えた代替機能を確保しておく必要があると考えますので、愛知県に対して、都市計画決定に基づき、流作グラウンドの土地を早期に道路用地として買収してもらうよう働きかけることができないのか、また、港小学校の長寿命化計画も近く始まりますので、港小学校長寿命化工事の用地として専門校跡地を取得する考えがあるのかも含めてお答えください。

○議長（杉浦康憲） 都市計画グループ。

○都市計画G（村松靖宣） まず初めに、都市計画道路吉浜棚尾線の事業進捗状況について説明させていただきます。

都市計画道路吉浜棚尾線の道路整備の事業主体は愛知県となります。県の計画では、鉄道をまたぐ高架橋と流作グラウンドの位置に、ループ状のスロープにて現在の主要地方道名古屋碧南線に取りつく道路構造となっております。昨年8月から事業化に向けた調査検討及び関係機関との協議を進めていただいております。愛知県としては、事業認可などの手続を経て用地取得などに着手するため、現時点では事業化の時期が未定であることから、用地取得をすることは難しいと聞いております。

旧高浜高等技術専門校の跡地は、本市の都市計画マスタープランにおいて良好な住環境の形成を図るエリアにあり、港小学校や高浜南部幼稚園などの公共施設が集積する地区であることから、公共施設の配置を検討し、地域の生活に資する利便性の高い施設が立地する公用地等利用検討ゾーンとして位置づけております。将来の港小学校の建て替えの際には非常に有効性の高い土地ではあると考えられますが、跡地活用につきましては総合的に判断していきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ぜひせっきかく4万平米の土地というのはなかなか出る土地ではありませんので、ぜひ公共用地として利用できるように愛知県のほうとも交渉をして、ぜひあそこのところをそういった災害時のときの集積場所だとか、それからグラウンドだとか、今、市のほうも少年野球だとか何か非常にグラウンドや何かを確保するのに苦労しておりますので、ぜひその辺のところも含めて検討していただきたいと思います。お答えをお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） ただいま議員からいろいろ御提案いただきまして、ありがとうございます。

ざいます。

もう既に私どももそういったことを含め、検討はしております。ただ、今どれをとというわけじゃないので、リーダー答弁させていただいたように総合的に判断させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 次に、旧保健センターについて質問させていただきます。

旧保健センターは、来年度以降に取壊しをする予定になっていると思いますが、現在、倉庫で使われているわけですけれども、物品の移転先も考えていなければいけないと思いますので、どのようにするのか、お答えをいただきたいと思います。

また、保健センターに保存をされていた防災備品が過日盗難に遭っていますが、補助金の返還等はないのか、その後の経過についてもお答えください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 現在、医療法人豊田会が旧高浜分院の解体工事を実施しております。来年6月末に竣工予定となっております。保健センターの解体につきましては、旧高浜分院の解体後1年以上経過してから着手する予定でありますので、工事着手前までに物品を移動するよう各グループのほうには周知してまいりますので、よろしく願いします。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（山下浩二） 盗難に遭った防災備品には県補助金などを充当してございますが、県に確認したところ、高浜市は被害者であることに一定の理解をしていただいております。直ちに補助金の返還にはならないと伺っています。

経過につきましては、警察から、捜査情報に関連する内容について公開されていない情報が漏れることで、捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、公報・公表を控えるよう協力要請がございましたので、回答は差し控えさせていただきます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 続きまして、旧高取幼稚園の跡地利用についてお伺いいたします。

令和5年9月の一般質問の答弁でこども育成グループのリーダーが、取壊しにつきましては、昨年度実施設計を行いまして、本年度予算化し、6月21日に入札を行い、予定としては12月中旬に取壊しを完了する予定でございます。取壊し後の土地の利用については、高浜市公共施設総合管理計画では、複合化施設、跡地利用の方針としては、機能の複合化や機能移転等、施設の総圧縮により生じた未利用の資産については、資産の売却・貸付けなどの方法について検討しますと答弁され、また、総務部長は、議員が以前からその交換についても御提案されておりますので、その交換については選択肢の一つであると考えておりまして、現在、旧高取幼稚園の土地の測量、それと翼ふれあいプラザ及び旧高取幼稚園の不動産鑑定を行っておりますので、これらの結果が

大体10月末に出てまいりますので、その後J Aあいち中央と具体的な協議を進めていきたいというふうに考えおりますとの答弁がありました。

翼のふれあいプラザのみが借地で、近々貸借期間も満了するよう聞いていますので、他の地区のふれあいプラザと同様にぜひ市有地として取得するよう交渉していただきたいと思いますが、その考えをお答えください。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 現在、J Aあいち中央から借りている翼ふれあいプラザの土地及び建物と旧高取幼稚園の土地との交換を前提に、旧高取幼稚園の土地測量、翼ふれあいプラザ及び旧高取幼稚園の不動産鑑定の結果を踏まえて、J Aあいち中央との具体的な協議を進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 次に、高浜市民憲章について質問させていただきます。

過日、市民憲章が最近ないがしろにされていないかという市民の方が来られて、私のところへこういった1983年の市勢要覧を持ってお見えになりました。この中に市民憲章のことが一部でございますけれども記載されておりました。

その中で市民憲章について調べたところ、高浜市には詳しい資料が残っておらず、昭和58年1月発行の今見せました発行の市勢要覧によりますと、昭和50年11月1日に市民憲章が制定され、翌年6月1日に市民憲章推進協議会が発足し、以来この協議会が中心となって産業の栄える心豊かな躍進文化都市実現のため、春秋2回の市民一斉清掃、ソフトボール大会、映画鑑賞会、市民講演会や挨拶運動などの実践活動が活発に行われていますと記載がありました。現在も行われている市民一斉清掃がこのときから行われていることが分かりました。以前はいろいろな会議や大会等の開会式にも唱和され、高浜小学校の体育館にも市民憲章の額が掲示されています。

今年の12月1日に挙行された市民表彰式では、久々に市民憲章の唱和が行われ、市民憲章の作成に関わられた市民の方が大変感激したということをお見えになりました。高浜市ではこの市民憲章をどのように位置づけ、今後どのように取り組んで取り扱っていくのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 高浜市民憲章につきましては、令和3年6月定例会の一般質問で14番議員から御質問がありましたので、そのときにもお答えしておりますけれども、市民憲章というのは、明るく豊かな住みよい高浜市を築いていく上での市民の皆様一人一人が実践する生活目標、生活信条、社会的規範ということで制定されたものでございます。その中で大切なことと申しますのは、市民憲章の精神をくんだ事業、活動が市民の皆様によって行われていくことが重要であるというふうに思っております。健康づくりですとかスポーツの推進、それから今、

御質問の中にもありましたけれども環境美化ですとか、そのほかにも挨拶、声かけ活動、地域資源を生かしたまちづくりなど、市民憲章の精神をくんだ様々な活動というものが市民の皆様によって主体的に行われているということは、議員も十分御承知のことかと思えます。

市としましては、今後も市民の皆様がそういった市民憲章の精神をくんだ様々な活動を主体的に実施していくような働きかけということを進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 時間が大分迫ってきましたので、次に移らせていただきたいと思えます。

次に、地方公共団体の情報システムの標準化について質問をいたします。

国が地方公共団体の情報システムの標準化に取り組むこととした背景についてお答えください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 日本の高齢者人口は2040年頃にピークを迎え、総人口においても2008年から減少が続き、今後は労働力の供給に制約が生じると想定されています。今後、人口減少が進み、取り巻く環境に不確かさが増す中でも行政サービスを提供し続ける必要があることから、労働力の供給制約の中においても、職員が企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければできない業務に注力できる環境をつくれるよう、制度や組織、業務の在り方等を変革していくことが求められています。

このような状況において、情報通信技術を活用し、住民の利便性の向上及び自治体の行政運営の効率化に資するように自治体情報システムの標準化、共通化の取組を推進するため、令和3年に国において地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が成立されたところであります。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 各自自治体においては、情報システムに関してこれまでに具体的にどのような課題があったのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） これまでは、自治体ごとに情報システムをカスタマイズしていました。そのため、情報システムの保守管理や制度改正時のシステム改修の際に自治体は個別対応を余儀なくされ、大きな負担となっておりました。その結果、独自にカスタマイズされたシステムを更新する際にベンダーが変更となった場合は、職員のデータ確認作業やデータ移行によるコストなどが大きな負担となっておりました。このような人的にも財政的にも大きな負担となっていた点が課題であります。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 情報システムの標準化に取り組むことによる意義や効果についてお答えください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 2点お答えします。

まず1点目は、コスト削減とベンダーロックインの解消です。

標準準拠システムを利用することで、自治体が情報システムを個別に開発する必要がなくなり、人的、財政的負担の軽減といった効果が見込まれます。

なお、国の基本方針においては、標準準拠システムへの移行完了後に標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成30年度比で少なくとも3割削減を目指すこととしております。

次に、2点目は、行政サービス、住民の利便性の向上です。

情報システムの標準化の取組を通じた負担軽減の結果、システム調達やシステム改修業務等の業務に従事していた職員を企画立案や住民への直接的なサービス提供など職員でなければ真にできない業務に振り向けることが可能となります。また、標準化対象システムとぴったりサービスとの接続など手続のオンライン化が広く実現されることで、さらに住民の利便性の向上に資することとなります。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 情報システムの標準化の対象業務と適合期限についてお答えください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） まず、情報システムの標準化の対象業務についてお答えします。

対象業務は、住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、児童手当、子ども・子育て支援、選挙人名簿管理、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の20業務です。

次に、適合期限については、地方公共団体情報システム標準化基本方針において、令和7年度、2025年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できるよう環境を整備することを目標とされております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 高浜市の情報システム標準化の移行完了時期はいつか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 現在のスケジュールでいきますと、住民基本台帳業務と印鑑登録業務を先行し令和6年9月、その他の業務は令和7年12月に移行完了予定となっております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 高浜市での情報システムの標準化の取組状況についてお答えください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） まず、職員に対する取組についてお答えします。

10月10日に自治体DX研修を開催し、総務省デジタル統括アドバイザーを講師にお招きし、情報システムの標準化の概要や意義などについて、職員に向けて御講義いただきました。ICT推進グループと担当グループにおいては、担当職員レベルではありますが必要に応じて情報共有をしております。

次に、システムベンダーに対する取組についてお答えいたします。

各ベンダーに対しては、本市の標準準拠システムの提供意向について情報収集し、市の検討材料とすることを目的とし、今年7月31日に自治体情報システム標準化、共通化に係る情報提供依頼、いわゆるRFIを実施いたしました。各業務の現行ベンダーに対しては、直接メールにてRFIを依頼し、現行ベンダー以外のベンダーに対しては、市公式ホームページに実施要領を掲載し、広く情報提供を求めました。

RFIの結果としまして、各業務の現行ベンダーについては、1業務を除き、本市に標準準拠システムの提供が可能であることを確認しました。また、現行ベンダー以外からは1社も情報提供がなく、本市に対して標準準拠システムの提供意向はありませんでした。

なお、現行システムのベンダーとは定期的に打合せを行い、スケジュール確認をはじめ情報共有を図っているところです。

今後は、各業務において現行システムの仕様と標準準拠システムの仕様とのフィットアンドギャップを行っていくこととなります。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 高浜市において情報システムの標準化の取組を引き続き進める上でどのような課題があるのか、お答えください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 現時点で課題として認識している点は、標準準拠システムへの移行作業の発生です。移行作業については、ICT推進グループと業務担当グループが横断的に作業を進めていく必要があります。ICT推進グループにおいては、国や県の動向に注視しつつ、業務担当グループやベンダーと情報共有を図りながら、全体の進捗管理をしっかり行う必要があります。業務担当グループにおいては、通常の業務に加え、一時的に移行作業が発生することから、計画的に作業を行っていく必要があります。ICT推進グループをはじめ標準準拠システムへの移行に関わる部署においては、移行作業が円滑に行えるよう体制を整えておく必要があります。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） 最後でございますけれども、今、話が出ましたようにかなりハードなスケジュールで作業を進められるわけです。現在のICT推進グループの職員体制、これがどうなっているのか、また、その辺のところを十分人事のほうについては考えていただいて、どうその職

員を拡充していくか、そういったお考えについて最後にお答えください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 情報システムの標準化に取り組むに当たってお答えさせていただきますと、ICT推進グループの役割は、先ほどのとおり全体の進捗管理をしっかりとやっていくことです。また、業務担当グループの役割は、通常の業務を行いながら、現行システムの仕様と標準準拠システムの仕様とのフィットアンドギャップを行っていくことや、場合によっては業務フローの見直しなども必要となってきます。今、想定している範囲では、ICT推進グループより業務担当グループのほうが負担が大きくなるのではないかと考えております。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） すみません、最後だと言っておきながら。

今、担当業務グループのほうが大変じゃないかという話なんですけれども、やはりこのことに対して、今、市のほうもなかなか職員不足ということで、今、話がありましたけれども、人事のほうでお伺いしたいんですけれども、実際に全体的に僕はきちっと職員の配置だとかそういったものについては、やはりきちっと検討していく必要があると思いますけれども、その辺に対して人事の考え方についてお答えください。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 先ほどICTグループリーダーが申し上げましたとおり、ICTグループは全体の流れを見て進行管理をしていくというところでありますので、人的な負荷が大きくなるんだろうなというところは大きくなると、小さいだろうというふうに考えております。

逆に担当グループのほうにつきましては、現状業務に加えてシステムを新たに見直していくという業務が発生しますので、そこについて人事的な配慮が必要になってくるのが想定されるというところがございます。

○議長（杉浦康憲） 14番、黒川美克議員。

○14番（黒川美克） ぜひその今、企画部長言われたように、担当部の職員の負担が増える、その辺のところは十分考慮していただいて、今後職員の配置をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は11時20分。

午前11時11分休憩

---

午前11時20分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、鈴木勝彦議員。一つ、令和6年度予算編成に対する市政クラブの政策提言について

て、一つ、受益者負担の適正化について、以上2問について質問を許します。

11番、鈴木勝彦議員。

○11番（鈴木勝彦） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づき質問させていただきます。

市政クラブは、去る10月18日に「令和6年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について」、「第7次高浜市総合計画 基本目標Ⅰ～Ⅳ」について提言書を提出させていただきましたので、それに沿って質問させていただきます。

世界経済がコロナ禍で翻弄され、日本経済は円安ドル高、原油価格高騰等をはじめとする様々な内外的要因により、経済を揺るがされました。

その中で、高浜市の令和6年度当初予算編成においては、経済の動向を踏まえ、国や県との連携を強めながら、堅実に予算編成に当たらなければなりません。特に、第7次高浜市総合計画前期の2年目を迎えるが、市民生活の安定と安心を確保するためには、限られた予算を計画的に配分し住民に寄り添うことで幸福度と満足度が上がり、市民からの信頼が得られるものと考えます。

市政クラブとしても、第7次高浜市総合計画を確実に前進させるためには、長期財政の安定化を図りつつ、経済状況に合わせて立ち止まり、振り返り、再検討をしていくとともに、市民、行政、議会が連携して一丸となって強靱な体制を作り上げることが重要であります。

政府が令和5年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）」は、社会問題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変え、内外の歴史的、構造的な変化と課題の克服を進めることとしており、少子化対策、こども政策の抜本強化、持続可能な社会保障制度の構築、デジタル社会・脱炭素社会・包摂社会の実現、防災・減災・国土強靱化などを推進することを掲げており、地方行財政に密接に関わる内容となっている。特に、少子化対策、こども政策については、最も有効な未来への投資であり、こども未来戦略方針に沿って取組を抜本強化し、少子化傾向を反転させることとしている。

本市においても、DX推進やGX推進、子育て施策などの財政需要も高まっています。また、扶助費及び人件費等の義務的経費の増加に加えて、継続的な既存施設の長寿命化による投資的な経費の増加等を見込まれています。これらの現状及び将来を含めた様々な課題を再認識し、持続可能な行財政基盤の構築に向け、さらなる財政運営の健全化に取り組む必要があると考えます。

そこで、第7次高浜市総合計画を着実に前進させるために、令和6年度の予算編成にどのような考え方で臨まれているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） 去る10月18日に市政クラブの皆様方から、令和6年度予算編成に向けての政策提言をいただきました。

提言書では、ウクライナ情勢に伴う原油価格、物価高騰、インフラ圧力と欧米各国の急速な金融引き締めによる世界経済の下振れリスク等の世界的な環境の変化や統計上過去最少となった出

生数、災害の頻発化、激甚化等の国内社会の問題など、内外の課題に直面している中、第7次高浜市総合計画で示させていただいた目指すべき姿、個別目標の13の目標について、高い見識に基づいて提言をされており、敬意を表するところでございます。

そこで、ご質問の予算編成方針についてのお答えをさせていただきますと、令和6年度は社会情勢が目まぐるしく変化する中で、DX推進、GX推進、子育て施策などの財政需要も高まりを見せており、新たな行政課題に着実に対応していくことが求められております。

一方、義務的な経費や経常的な経費も増加傾向であり、高浜市長期財政計画における財政調整基金の推計では、令和6年度から8年度における基金残高が10億円を下回ることが見込まれております。原油価格、物価高騰の影響も考慮すると、非常に厳しい財政状況にあると言わざるを得ません。

そこで、令和6年度の予算編成では、テーマを「未来に繋ぐ変革予算」と位置づけ、バックキャストの考えに基づき、各事業における将来のあるべき姿から現在の解決すべき課題を見出すとともに、新たな行政需要に対応するため、既存事業の縮小・廃止も含めた検討を行い、限られた財源の中で事業の選択と集中を図ることを主眼に置いて予算編成を進めているところでございます。

ご提言をいただいた趣旨を十分に踏まえて、令和6年度の予算編成、今後の行財政運営に当たらせていただく所存でございますので、引き続き、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算編成方針の基本的な考えにつきましては、総務部長よりお答えをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、予算編成方針における基本的な考え方につきまして、私のほうから3点申し上げます。

1点目は、抜本的な事業の見直しであります。

政策的に開始した事業であっても、現状の事業成果や5年後のあるべき姿から真に必要な内容であるかを確認し、事業の縮小・廃止も含め、改めてその在り方を見直すこと。また、見直しを行う際には、今後のDX化に伴う行政事務の変化や効率化を考慮するとともに、客観的な事実やデータを活用し実施すること。その他、新たな財源の確保、経常経費の削減については継続し取り組むこととしております。

2点目は、ビルド・アンド・スクラップの徹底でございます。

新規事業の開始または既存事業の拡充を行う場合は、その必要性や目指す成果を明確にし、成果の検証方法と達成期限を設けるとともに、各部局において既存事業の優先順位を考え、事業の縮小・廃止を行うことにより、事業費を捻出することとしております。

3点目は、重点取組事業への財源配分でございます。

令和6年度に実施が見込まれる事業などの方向性について、サマーレビューにおいて市長、副市長と意見交換を行い、その結果を踏まえ、第7次高浜市総合計画における本市が目指す将来都市像の実現に貢献する事業を重点取組事業として優先して予算配分を行うこととしたところでございます。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

総務部長のほうから3点の考え方を令和6年度に向かって進んでいく、そして市長のほうから、「未来に繋ぐ変革予算」という御答弁がありましたけれども、この「未来に繋ぐ変革予算」とはどのような考え方なのかについて教えていただきたいと思えます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 先ほど市長から申し上げましたが、高浜市長期財政計画における財政調整基金の推計では、令和6年度から8年度における基金残高が10億円を下回ることが見込まれており、原油価格、物価高騰の影響も考慮すると、非常に厳しい財政状況であることが言えます。

この厳しい局面を乗り越えていくため、経常的な事業について、有識者によるヒアリングを試行的に実施し、事業の抜本的な見直しを図るとともに、サマーレビューにおいては、今後のDXによる行政手続の簡素化などをはじめ、将来を見据えたバックキャストの考え方にに基づき、事業の方向性を再確認してきたところであります。

これらを踏まえ、令和6年度予算編成においては、今後、特に厳しい財政状況になる3年間を乗り越えるため、やるべきことだけでなく、やめるべきことも見極め、将来を見据えた事務事業の最適化を図り、限られた財源を適正に配分しながら、新たな行政課題にも着実に対応できるよう職員一丸となって臨み、この難局を乗り切っていくためのテーマとして「未来に繋ぐ変革予算」と位置づけたところでございます。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今、部長のほうから、今後、特に厳しい財政状況となる3年間を乗り越えるために、バックキャストの考え方にに基づき、各事業における将来のあるべき姿から現在の解決すべき課題を見出すとともに、新たな行政需要に対応するため、既存事業の縮小・廃止も含めた検討を行い、限られた財源の中で事業の選択と集中を図り、予算編成に臨んでいる状況は理解いたしました。

現時点では、どの程度の市税収入を見込んでいるのか、また市税以外にどのような影響があると想定しているのか、現時点で分かる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思えます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） あくまでも予算要求段階の現時点の状況で申し上げさせていただきます。

す。今後、変更する場合がありますことを御了承ください。

まず、市税収入の総額は約91億円、前年度と比較して1億円余りの増を見込んでおります。しかしながら、歳出面では、物価高騰や最低賃金の引上げなどの影響により、予算が増加傾向にあることも考慮いたしますと、引き続き厳しい財政状況が続くものと見込んでおります。

また、地方譲与税、各種交付金及び施設使用料は、前年度並みの額を見込んでおります。その一方で、普通交付税や臨時財政対策債、減収補填債など財源不足を補う制度の対象外になることも想定しているところでありますが、これらにつきましては、今後、試算をしてみたいと思っております。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） 先ほど申し上げましたけれども、国では、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、少子化対策、こども政策の抜本的な強化、持続可能な社会保障制度の構築、デジタル社会・脱炭素社会・包摂社会の実現、防災・減災・国土強靱化などを推進することを掲げています。

令和6年度の予算編成に向けて、本市の予算編成方針における重点取組事業についてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） 令和6年度の予算編成における重点取組事業といたしましては、安心・安全な子育て環境に関する事業、教育環境の向上に関する事業、DX推進に関する事業、地球環境の保全に関する事業、地域経済の活性化に関する事業、地域共生社会の実現に向けた事業の6つでございます。

引き続き、厳しい財政運営が見込まれることを先ほど申し上げましたが、コロナ禍から経済社会が徐々に正常化に向かう中、不安定な海外情勢や原油・物価の価格高騰など、事業者や家庭に大きな影響を及ぼす新たなリスクが顕在化している状況の中で、ただ単に緊縮財政とすることなく、限られた財源を有効に活用していきたいと考えております。そして、今後も健全な財政運営の維持を図りつつも、未来につなげるまちづくりとなり得るように6つの重点取組事業を中心に、今、予算編成を行っているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

令和6年度の予算、あるいは第7次総合計画に基づいて6つの重点取組事業を行っていくという御答弁をいただきました。

それでは、この6つの重点取組事業について、1つずつ質問させていただきます。

予算編成方針に掲げる6つについてバックキャストの考え方の下、各事業目標達成への考え方の道筋、シナリオと申しますか、についてお聞きします。

まず、安心・安全な子育て環境に関する事業について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） それでは、安心・安全な子育て環境に関する事業についてお答えをさせていただきます。

子育て子育てを支えていくためには、働きながら安心して子供を産み育てることができる環境を整えていくことが大切です。そして、多種多様な働き方に合わせた子育て環境の整備をより一層加速する必要がある、その実現のためには、バックキャストिंगとして各事業の目標達成のための道筋を示す必要があります。

その目標達成を見据えた1つの道しるべとして、高浜市子ども・子育て支援事業計画がございます。今年度及び来年度は、高浜市子ども・子育て支援事業計画の更新を行う年となります。こちらの計画は、子ども・子育て支援法61条において市町村が策定を義務づけられている計画で、5年ごとに見直しを行う計画でございます。

一方、こども家庭庁が内閣府の外局として設置され、令和5年4月1日に発足しております。こども家庭庁の政策推進会議にてこども大綱が策定される予定でありまして、市町村はそれを勘案したこども計画の策定を検討する必要があります。

こども大綱は、少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子供の貧困対策の既存3法律の白書、大綱と、今後は一体的に作成されることとなると聞き及んでおります。

こども計画は、これまでも策定が努力義務とされる各市町村で策定されていた子供貧困対策計画や子ども・若者計画といった子供施策に関連する計画と一体的に策定することができるとされております。子ども・子育て支援事業計画との一体策定については条文上に明記されてはおりませんが、その他の規定により市町村が策定する計画であって、子供施策に関する事項を定めるものと一体的に策定できるとされていることから、子ども・子育て支援事業計画との一体策定も可能となります。

高浜市としましては、今年度、来年度で策定する高浜市子ども・子育て支援事業計画に子どもの貧困対策計画を取り入れ、市の内部の部署のそれぞれの施策を含めた計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

では、次に、教育環境の向上に関する事業についてお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 教育長。

○教育長（岡本竜生） 学校施設は、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び生活をする場であることから、安全で安心な環境が保障されていることが何より重要であり、老朽化対策は重要な課題となっております。

そのため、令和4年度から高取小学校長寿命化改良事業、令和5年度から吉浜小学校長寿命化改良事業に着手しており、今後も高浜市学校施設長寿命化計画に基づき、充実した学校環境の実現を目指してまいります。

また、学校教育は、常に社会の変化に対応した取組が求められます。策定した第2次の教育基本構想により、「自分・仲間・社会の幸せのために学び続ける子供の育成」を基本理念とし、生きる力を育む質の高い教育活動の実施と、一人一人を大切にしたいきめ細やかな教育のしくみづくりに努めます。そして、一人一人が持ち味を発揮できる集団づくりやSDGsについての学習、個別支援の充実に向けた取組などの推進に努めてまいります。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

では、引き続き、DX推進に関する事業についてお答えください。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） それでは、DX推進に関する事業についてお答えいたします。

令和5年11月7日に、国の自治体DX推進計画の改定版が策定され、自治体に取り組むべき6つの重点事項が総務省より改めて示されているところでございます。これらを中心に、引き続き、令和6年度についても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

具体的には、自治体フロントヤード改革の推進、自治体の情報システムの標準化、共通化、マイナンバーカードの普及促進、利用の推進、セキュリティ対策の徹底、自治体のAI、RPAの利用推進、テレワークの推進、以上6つの取組について進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

では、次に、地球環境の保全に関する事業についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 地球環境の保全に関する事業についてお答えをいたします。

本市では、現在、第7次高浜市総合計画を基に、中長期的な視点に立ち、環境行政を総合的、計画的に進めるための環境基本計画、高浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編を含む）の策定及びごみの適正処理、資源化等を目指すごみ処理基本計画の改定作業を進めております。

計画づくりにおいては、中長期的ビジョンを見据える視点、バックキャストを基礎としつつ、現状の環境課題を解決する視点も踏まえ、施策を検討しているところでございます。

重点施策といたしましては、国が2050年カーボンニュートラルを目指し、脱炭素社会の実現に向けて分野横断的な取組を展開されていますので、本市におきましてもカーボンニュートラルの推進が中心となります。カーボンニュートラルの推進に当たりましては、これまでの対策の延長

ではなく、様々な政策分野との連携を図りながら、経済・社会・環境の調和を保ち、ともに変えていくことにより持続可能な社会を目指すことが重要であると考えております。

具体的には、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの普及・導入の促進等の取組を検討しております。各施策ごとに市民一人一人ができること、事業者ができることなどを分かりやすくお示しし、カーボンニュートラル推進の行動が自然と選択されていくように取り組んでまいります。また、現在、公共施設の太陽光発電設備等導入調査を実施しております。その結果を環境基本計画に記載するとともに、公共施設推進プランにも反映してまいります。

その他として、住みやすいきれいな街を目指し、ごみの減量と再資源化の推進、ごみの不法投棄やポイ捨てをしない、させない環境づくり、ごみ焼却施設等の在り方についての検討を進めてまいります。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

次に、地域経済の活性化に関する事業についてお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、地域経済の活性化に関する事業についてお答えいたします。

第7次高浜市総合計画では、地域経済を活性化することでまちを元気にし、共に発展し続け、住みたい・住み続けたいまちを実現するという目標を掲げております。

そこで、まず、企業活動を活発にするための取組について申し上げます。

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや活力のある地域の振興を図る上で、移動は欠かせない存在であります。超高齢化社会が進展する中で10年先を見据えますと、移動の重要性はますます高くなることが予想されております。本市には民間の路線バスがありません。地域公共交通の担い手は、名鉄三河線とタクシー事業者1社、本市のコミュニティバスのみであり、地域経済活性化の観点からも日常生活を支える基盤的サービスとして市内の移動手段の充実が欠かせません。

そこで、AIを活用したデマンドバスについて検討を進めております。出かけたくなることづくりや商店等とのつながりを高めるとともに、市内全域に停留所を設け、利便性の高い市民に喜ばれるコミュニティ交通を整備してまいります。

また、その他の経済振興では、商工会と連携し、本年度創設した中小企業ステップアップ補助金を活用し、創業や経営改善に向けた前向きに取り組む事業者を支援するほか、事業資金の借り換え等を下支えするため、必要な信用保証料補助金の予算を確保してまいります。

地場産業の振興では、環境変化に応じた効果的な支援ができるよう検討しております。

また、農業の振興では、本市の特産品であるでか落花生の普及に、関係機関及び農福連携に取り組む福祉事業所とともに取り組んでまいります。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

最後になりますけれども、地域共生社会の実現に向けた事業についてお答えをいただきたいと思いをします。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、地域共生社会の実現に向けた事業についてお答えをさせていただきます。

近年、我が国の人口構成や社会構造が大きく変容する中で、従来の高齢、障がい、児童といった様々な分野ごとの相談支援体制では、対応が困難なケースが発生をしまっていました。世帯の中で課題が複合化、複雑化しているケース、制度のはざまにあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立あるいは排除されているケースなどが挙げられます。

こういった対応ができていないニーズを確実に支援につなげていく、かつ生活支援や就労支援を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなり得るような仕組みづくりを行うこと。こういった地域を共につくっていく社会こそが私たちが目指す地域共生社会であります。

この地域共生社会を実現させるための1つの考え方として、国は、包括的な支援体制を整備する目的で、重層的支援体制整備事業を推し進めております。本人や家族の年齢や属性を問わずに受け止める包括的な相談支援。制度のはざまにあるニーズに対応できるように、地域資源を生かしながら就労支援や居場所を提供することで、社会とのつながりを回復し得る参加支援。そして、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活用の機会と役割を生み出す地域づくり支援。これら3つの支援を一体的に取り組み、重層的なセーフティーネットを強化するとともに、地域共生社会の実現に向けまして邁進してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

それぞれの部で重点事業、6つの事業についての考え方と目標を聞かせていただきました。事業達成のために全力で取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いをします。

市政クラブでは、「令和6年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について」、「第7次高浜市総合計画 基本目標Ⅰ～Ⅳを問う」では、特に高浜市の子育て環境と教育環境事業は、最も重要な政策であり、子供たちに将来の夢と展望の持てる未来型投資が必要であると提言いたしました。

あわせて、マイナポイント事業では、総務省の発表では、9月末に締め切られたマイナポイントに7,556万人が登録をし、当初期限の2月末までにマイナンバーカード取得を申し込んだ9,299

万人の81%がマイナ保険証や公金受取口座登録されたことにより、さらなるデジタル化が進むものと思われま

す。行政として、先を見通した的確なDX対応に向けた取組を進めていく必要があります。そのためには、市民、行政、議会が連携して、一丸となって強靱な体制を作り上げることが重要であると提言しました。

これからは、議会と行政が効率的なプロジェクト実現のためにスクラムを組み、力を合わせて推進していくことに市民は期待感を抱いており、バックキャストिंगを見据えた6つの重点取組事業にも大いに期待していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、令和6年度予算編成に向けた市政クラブの政策提言について、第7次高浜市総合計画基本目標Ⅰ～Ⅳを市政クラブの幹事長としての質問を終わりますが、以後の一般質問で市政クラブの同僚議員4人が個別目標について質問をさせていただきますので、的確な答弁をよろしくお願ひをいたします。

次に、受益者負担の適正化について質問をいたします。

行政の運営やサービスの提供には経費がかかります。この経費の主な財源は市税ですが、市税のみで全てを賄うことはできません。例えば、本市の令和4年度決算では、一般会計約173億7,000万円のうち市税収入は約92億9,000万円で、半分程度しか賄えていない状況です。市税の額は、歳出全体の額として大きく不足し、国・県からの交付金、補助金など市税以外の収入に依存しており、使用料、手数料についても市の重要な収入の1つであります。

本市では、市税以外の収入を確保すべく努力されていますが、国・県からの補助金などでは、その多くが使用目的を定められた財源であり、自由に使うことができません。

一方で、昨今は、子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉など、行政課題に必要な義務的経費が右肩上がりが増えており、基金の取崩し等しながら財政運営を行っている状況であります。

必要な行政サービスを維持していくためには、その財源を確保しなければならず、財源のめどが立たなければ、その行政サービス自体を廃止または縮小しなければなりません。一般的に行政サービスの利用者から徴収する使用料、手数料の設定額は、実際にかかる経費より低い水準に抑えられており、不足分については税金で補填していると思います。そのため、実経費と比較してあまりにも安い金額に設定すると、市の財政を圧迫することとなってしまいます。税収など財源が限られている中で、行政サービスを維持していくためには、公共施設の使用料における受益者負担の適正化の検討を行い、行政サービスの利用者から適正な対価をいただくことが必要であると考えます。

本市においても、第6次高浜市総合計画アクションプランでは、受益者負担の適正化事業で、公共施設使用料において、サービスを利用する方としない方との公平性が確保され、定期的に使用料を見直す仕組みの構築を目指すべき姿としており、前回の見直しが令和2年度であったこと

から、令和6年度が定期的な見直しの時期であると思いますが、今までの経緯も踏まえて、見直しに向けた市の考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 本市の公共施設使用料の見直しは、平成12年度に使用料等の積算基礎及び料金体系の見直しが行われました。その後、令和2年度には、約20年ぶりに消費税の増税分と最低賃金の上昇を含めた使用料の見直しを行い、以後、4年ごとに見直しを行うことといたしました。

しかし、これまでは定期的に使用料の見直しを行う仕組みが構築されていませんでしたので、各施設ごとの経費や利用率の把握ができず、使用料の設定が適切かどうかをはかることができませんでした。

そのため、今後の定期的な見直しに向けましては、施設別行政コスト計算書を作成することを含めた仕組みづくりが必要であると考えております。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

いろいろな考え方がありますので、公の施設の使用料は、施設使用者からサービスの対価として負担していただいております。施設の維持管理費に要する費用に充てられています。使用料が施設の維持管理費に要する費用を下回る場合、不足分は公費、税金で賄うため、施設を利用されない方にも費用の負担をいただくことになり、市民全体の負担となります。

そこで、施設を利用される方、受益者と申しますけれども、利用されない方の負担の公平性を確保するためには、使用料の算定方式や見直し時期を定めた統一的な基準を定める必要があると思いますが、市として統一的な基準を定める考えはありますか。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 本年度、令和6年度の見直しに向けて施設使用料を定期的に見直すための仕組みの構築とそのマニュアルづくりとして、公共施設使用料の見直しに関する基本方針を作成する予定でございます。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ほかの自治体では、公共施設使用料の見直しに関する基本方針を見直すと、ほとんどの自治体で基本方針としてサービスを利用する人と利用しない人との負担の公平化、使用料の算定方法の明確化、定期的な利用料の見直しを掲げていますが、本市においても同様の基本方針を考えているのか。現時点で分かる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 本市におきましても3つの基本方針を掲げる予定をしております。

まず、1点目は、受益者負担割合の設定です。施設の公共性の程度に応じて利用者負担と公費

負担の割合を設定いたします。

2点目は、使用料の算定原価の明確化です。当該施設にかかるコストを基礎データとし、使用料の算定原価を明確にいたします。

最後に、3点目は、定期的な使用料の見直しです。利用者の混乱や事務の煩雑化を避けるため、原則として4年ごとに定期的な見直しを行うこととしています。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今の答弁の中の1点目の受益者負担割合の設定について、社会経済状況の変化や利用する人としない人との均衡などを考慮した適正な見直しが必要だと思いますが、具体的にはどのように考えていますか。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 受益者負担割合の設定につきましては、少子・高齢化の進展、住民ニーズの多様化による施設利用人数の変動等の社会経済状況の変化を考慮するとともに、施設の維持管理には多額の財源が必要であり、施設を利用する方だけではなく利用しない方の税金も財源となっていることから、市民が応分の負担をする公平性を確保していきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） それでは、次に、2点目の使用料の算定原価の明確化については、様々な施設、サービスがある中で、統一的な基準を設けることは可能なか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 統一的な基準につきましては、全ての公共施設やサービスを画一的に考えるというのではなく、施設の設置目的やサービスの性質等を踏まえた基準を策定する予定でございます。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） それでは、3点目の定期的な使用料の見直しについて、4年ごとの見直しと言われましたが、今後、その見直し時期を含めどのように考えていますか。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 4年目を目安として見直しを行うことにより、サービス内容の透明性を高めつつ、社会経済状況の変化に的確に対応させ、常に市民の理解が得られるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

次に、使用料の設定についてお聞きいたします。

施設の維持管理に要する人件費、物件費等を原価として算定して、施設の維持・修繕費につい

ては経常的な費用を対象とし、受益者負担割合は、対象施設が日常生活に不可欠か、民間による提供が難しいかといったサービスの性質によって受益者と行政の負担割合を定めるものと認識いたしております。

そこで、本市において、使用料設定の考え方、または物件費について、物価変動、とりわけ消費税の引き上げがそのまま使用料に反映される結果とならないか教えていただきたいと思います。また、受益者負担割合について、サービスの性質によって受益者と行政の負担割合を定めると言いますが、その判断基準を設けるのが難しいと思われませんが、どう考えているか教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 使用料の設定につきましては、原価に受益者負担割合を掛けて算出することとし、原価には人件費を含めることを想定しております。この人件費につきましては、実際に当該業務に従事している職員の人件費を基礎とし、算出してまいりたいと考えております。また、物件費につきましても、消費税の改定があれば物品等の価格は上がるということになると思いますが、その上昇分は直ちに転嫁しようとするものではなく、定期的に行う見直しの中で総合的に判断していきたいと考えております。

受益者負担割合につきましては、対象となる人によってその性質や区分は大きく変わってきます。その点につきましては、サービスの内容等を考慮した上で、公共性の高さや日常生活の必要性、民間等での状況などを踏まえて分類し、その分類ごとに負担割合を定めていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

それでは、令和6年度の見直しに向けて、公共施設使用料の見直しに関する基本方針を作成することは分かりましたが、令和6年度に使用料の改定は行う予定があるのか教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 使用料の改定に当たりましては、過去3年間の実績により算定をすることになりますが、この間の実績につきましては、新型コロナウイルス感染症対応のための休館や利用制限等の影響を強く受け、過去の実績とは全く異なる内容となっております。

そのため、これを算定根拠として見直しを図ることは、適当ではないと判断をいたしましたので、今回は使用料の見直しを見送ることいたしました。

なお、公共施設使用料の見直しに関する基本方針につきましては、令和6年3月を目途に議会へ報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） いろいろ質問させていただきましてありがとうございました。

受益者負担の考えの下では、人件費や維持管理費が使用料の原価計算の基礎となることから、市は、施設の効率的な管理運営や業務の見直しなどにより、経費削減に努めていただくことをお願いいたします。

また、使用料収入の確保に向けて、施設の使用率の向上を図るとともに、利用満足度を高めるための取組を行うなど、施設サービスの向上に努めていただくことを併せてお願いいたします。

これもちまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は13時30分。

午後0時06分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5番、野々山 啓議員。一つ、ICT推進によるペーパーレス化について、一つ、DX推進による「おくやみ窓口」の進捗状況について、一つ、商品軽自動車税の課税免除について、以上3問についての質問を許します。

5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、ICT推進によるペーパーレス化について、DX推進による「おくやみ窓口」の推進状況について、商品軽自動車税の課税免除について、以上3問について一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、ICT推進によるペーパーレス化についてお聞きします。

議会の一員として働かせていただくことになり半年が過ぎようとしています。5月の各派代表者会議からスタートし、6月定例会、9月定例会、決算特別委員会や各委員会など参加をする中で、ようやく議会活動になじめてきたかと思っております。

当初は、紙による開催通知等をいただきましたが、直後からペーパーレス対応のため紙での通告等はなくなり、使い慣れないタブレット端末と格闘しながら、ようやくなじめてきたかと思っております。

思えば、定例会や決算特別委員会などの資料はページ数が非常に多く、紙ベースの資料であれば持ち運びが非常に大変だったと今さらながらに感じております。これらは、ICTの推進によりペーパーレス化が進んだことによって受けた恩恵と思っております。

まず、お聞きしますが、本市でのICTの推進のきっかけをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） ICTを推進するきっかけとしては、平成30年4月からICT推進グループを新設したときであります。

当時、国においては、以前より、我が国の人口減少という構造的な問題により、労働生産性の低迷が懸念され、働き方改革の実現が言われておりました。そこで、全国の自治体ではICTの利活用が労働参加率と労働生産率の向上に寄与するとして、様々な取組を行っておりました。

本市においても、今後、コンピューター技術の効率的な利活用をし、ICT化をするためにICT推進グループを新設したものであります。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

国のデジタル庁発足が令和3年9月1日、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足しました。デジタル庁は、「この国の人々の幸福を何よりも優先し、国や地方公共団体、民間事業者などの関係者と連携して社会全体のデジタル化を推進する取組をけん引していきます」とホームページ上でも紹介がされていますが、高浜市は、平成30年4月からということですので、先見的な取組はさすがだなというふうに思っております。

それでは、本市でのペーパーレス化の目的につきまして教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） ペーパーレス化の目的は、単なる紙の使用枚数の削減だけでなく、業務の効率化や情報共有、検索の効率化、省スペース化などがあります。もちろん、紙の使用枚数の削減によるコスト削減や地球環境の保全にもつながっていくものだと考えます。

なお、ペーパーレス化について国が策定する自治体DX推進計画では、各団体において、必要に応じ実施を検討する取組の1つとして挙げられております。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

では、ペーパーレス化に取り組む方法について教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） ペーパーレス化に取り組む方法としては、デジタルツールの導入、既存の紙媒体のデータ移行、これまでの業務慣行や業務フローの見直しなどが挙げられます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） デジタルツールの導入とありますが、こういったものを導入されていたのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 市のペーパーレスにつながるデジタルツールの導入状況についてお答えします。

本市では、平成31年度にペーパーレス会議システムの導入準備を行い、令和2年度から順次活用を始めてまいりました。それまでは、業務改善の一環として文書のデータ化による文書の削減に

向けた取組を進めてきました。

そこで、新たな紙媒体での文書量を抑制することにより、紙文書を削減し、印刷コストの削減や資料の容易な検索、省スペース化、環境対策などを図るために、当時、ペーパーレス会議システムを導入しております。

そのときに、ペーパーレス会議システムのソフトウェアと併せてハードウェアであるタブレット端末を併せて導入しております。タブレットについては、これまでグループリーダー以上の職員には配付済みでしたが、今年度は主幹、副主幹にも配付いたしました。

このペーパーレス会議システムの特徴は、L G W A N回線を使って運用できることや、ユーザーをグループに分けて管理できることや、管理者が利用者ごとに操作・閲覧権限を設定できることにあります。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） それでは、既存の紙媒体のデータ移行について、どのような方法があるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） I C T推進グループ。

○I C T推進G（平川亮二） 紙媒体のデータの保存方法については、一般的にはP D Fファイルにして保存するというようなやり方で定着しつつあります。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） それでは、業務慣行の見直しと申しますと、具体的にどういったものがありますか。

○議長（杉浦康憲） I C T推進グループ。

○I C T推進G（平川亮二） 業務慣行の見直しであったり、業務フローの見直しのところですが、これまでは印刷製本といったことが当たり前のように行われていたわけですけれども、データを作成するということで、例えば提出期限をぎりぎりまで伸ばせるだとか、これまでは紙の印刷作業があったので、提出期限をどうしても前に設定せざるを得ないということもありましたけれども、そういった事務のスケジュールのところについても見直しができています。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

紙媒体によるデータ移行したことによって、また資料の置場スペースが増えるなど、いいこともまたこれから得られていくのかなというふうに思います。ぜひ進めていただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、ペーパーレス化につながるデジタルツールの導入状況についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） I C T推進グループ。

○I C T推進G（平川亮二） 市のペーパーレスにつながる導入状況については、先ほどお答え

したとおり、令和2年度からペーパーレス会議システムを順次活用し、これまでタブレットを導入し活用しているというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

それでは、ペーパーレス会議システムの活用事例をお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 主な活用事例を申し上げます。

まずは、このような議会の場において活用しております。これまで紙媒体で配付してきた議案書、参考資料、補正予算書などを全てPDFファイルにし、システムの所定のホルダーに保存し、タブレットで閲覧することとし、紙媒体での資料配付を廃止しております。また、同様の流れになります。原則、毎週開催している部長会、毎月1回開催している部長グループリーダー会でも活用し、紙媒体での資料配付を廃止しております。そのほかにも、庁内職員向けの説明会や研修会などでも活用し、本年度に入ってから内部の打ち合わせでも活用している事例を聞いております。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

ペーパーレス会議システムの活用というところで、決算特別委員会などではページ数が行ったり来たりをるところを、一括で会議に参加されている方にもまとめて閲覧することができることもペーパーレス会議システムの活用の事例になるのではないかなと感じておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 資料の見やすさでいきましても、多分、中にはこれまでの習慣のとおり紙媒体のほうが見やすいと言われる方もお見えかと思えますけれども、タブレットにおいてページ数を検索することができますので、そこら辺の操作性はあると思います。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

私自身、初めてこの議会で資料を見る機会がありまして、この電子ファイルでというところで議場にいる皆様一斉に資料を閲覧できるというところで、非常に素晴らしいシステムだなというふうに感じております。紙媒体であれば、2冊も3冊も机の上に出して、あっちのページへ、こっちのページへということで非常に大変な会議をされていたのかなというふうに感じております。

続きまして、決算特別委員会でも質問させていただきまして、まだ御答弁をいただいていたので、改めて伺いますが、ペーパーレス会議システムの導入によってどのくらいの紙の削減効果があったのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） ペーパーレス会議システムを利用したことにより、どのくらいの紙の枚数が削減できたか。言い換えるなら、どのくらい紙を印刷しなかったのかをお答えさせていただきます。

なお、様々な場面で活用されていることから、主なものでお答えさせていただきます。

令和5年度上半期の実績で、A4版片面換算で申し上げます。議案書など議会に提出している資料で約11万4,700枚、部長会の資料で約1,300枚、部長グループリーダー会の資料で約5,200枚、庁内向けの説明会、研修会で約8,100枚、合計12万9,300枚になります。

これ以外にも多くの会議、打ち合わせなどで活用されておりますので、上半期だけで、少なくとも約13万枚の削減効果があったと理解していただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） 上半期で約13万枚の紙の削減があったということで、非常に金銭的にもそうですし、また環境に対しても非常に素晴らしい取組かなと思いますので、また下半期もしっかり続けていっていただければなと思います。

それでは、ペーパーレス会議システムの導入によって、どのくらいの事務作業時間の削減効果があったのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 各会議により作業時間の削減効果は異なりますので、議会で配付していた議案書などで御説明します。

議案書など議会に提出する資料は、ペーパーレス化する前は執行部職員に配付する分と議会事務局に持ち込む分を印刷していました。印刷部数としては、資料にもよりますが、約80部です。印刷した後製本し配付していたわけですが、3月議会のように議案が多いときは、職員2人で2日間ほどかかっておりました。議会提出資料のため、印刷製本作業は落丁がないように慎重に行う必要がありました。この作業をペーパーレスにしたことにより、PDFデータを作成し、所定のホルダーに保存することで完了となるので、この作業だけで2日間の作業時間の削減効果があったと考えられます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

2日間の作業時間削減ということですので、非常に大きな効果があったのかなと思います。また、製本にもかかる時間ということでおっしゃられましたけれども、本当に職員の方の苦労が非常に緩和されたのかなと感じます。ありがとうございます。

それでは、今後のペーパーレス化を進めるに当たって課題があれば教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） ペーパーレス会議システムの導入、運用により、職員のペーパーレス化への意識も浸透してきたのではないかと感じております。また、先ほど御答弁させていただいたとおり、一定の削減効果がありました。

しかしながら、この削減効果は頭打ちになってきたと感じております。さらなるペーパーレス化を進めるには、日常の文書決裁や支払調書を紙媒体ではなくペーパーレスにする必要があると考えております。また、これを解決しようと思うと、電子決裁システムの導入などが考えられ、新たに費用が発生することとなります。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ペーパーレス化への削減効果が頭打ちになってきているというふうに、今、御答弁いただきましたけれども、市として裏紙を使われるとか、そういったちょっとしたこと、そういった取組をされているとか、そういうことはあるのでしょうか。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 個人情報のない使用済みの紙について、しっかり分別した上で、使える裏紙については各グループで使用しているということです。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

それでは、電子決裁システムや庁舎の電子化の検討状況について教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 現在、担当グループにおいて、各システム、情報収集をされていると聞いておりますし、ICT推進グループにおいても情報収集をしております。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） まだまだこれから推進されていくところかなというふうに感じます。

それでは、ペーパーレス化の目標値があれば教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 具体的な数値目標はまだ定めておりませんが、来年度は複合機の印刷枚数の実績を検証し、ペーパーレス化の意識をさらに浸透させるとともに印刷枚数の抑制とそれに付随する業務の改善を図ってまいりたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ペーパーレスを進める中で、環境負荷への軽減や働き方改革の推進につながっているなど、非常にいいことづくめかなというふうに感じます。また、ペーパーレスに引き続き、時間の削減も見える化をしていただきますと、庁舎の皆様の働き甲斐にもつながるかなと思いますので、また進めていっていただけるかなと思います。さらなる取組に期待をお願いいたします。次の質問に移らせていただきます。

次に、D X推進による「おみやみ窓口」の推進状況についてお聞きします。

来年、令和6年4月より開設されるおくやみ窓口ですが、この10月1日より事務局がICT推進グループから市民窓口グループへ移管されたと伺いました。業務の内容から、ICT推進グループから市民相談窓口へと移管されたのだと思われませんが、設置に至る経緯を改めて確認しながら、移管された理由、今後の推進に当たっての問題等についてお聞きします。

おくやみ窓口の設置については、昨年令和4年12月定例会で同僚議員であります今原ゆかり議員が一般質問を行っております。その際、当局からは、「本市においてもおくやみ窓口の設置に向けて前向きに検討してまいります」との答弁をいただいたとお聞きしております。おくやみ窓口の設置について、大変前向きな御答弁と受け止めております。

そして、本年9月定例会においても、9月補正にておくやみ窓口の設置に向けた本庁舎LAN回線等工事費及び会計年度任用職員の報酬等の計上をするなど、着々と準備をしている様子がかがえます。

そこで、現在のおくやみ窓口の設置について、何点か御質問をさせていただきます。

まず、おくやみ窓口設置に至る経緯についてお尋ねします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） おくやみ窓口の設置に至った経緯についてお答えをさせていただきます。

デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進及び行政サービスのデジタル化を推進している中、今後、窓口サービスの在り方が大きく変化していくことが予想されます。

このような状況を踏まえ、現在、プロジェクトチームにおいて、ワンストップ窓口の実現に向けて、本庁舎といきいき広場との連携を検討しております。また、おくやみ窓口の設置についてもワンストップ窓口を実現する全体の1つの取組であり、市民サービスの向上のためよい機会と捉えたものでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ワンストップ窓口の実現により、本庁舎といきいき広場との行き来がなくなる。また、本庁舎内、いきいき広場内での行き来がなくなることにより、高齢者や足元の悪い方、お子様連れの方々など、移動に不自由を感じられるの方々へのサービス向上にさらに期待をしたいと思えます。

それでは、この10月よりおくやみ窓口の開設に係る事務局が、これまでのICT推進グループから市民窓口グループに移管されたとお伺いしましたが、その理由を教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） おくやみ窓口の設置については、書かない窓口、待たない窓口を

目指すDX推進の取組の1つと位置づけて検討をスタートしました。そのため、当初は、ICT推進グループ主導によりおくやみ窓口の関係部署を集めた打ち合わせ会を開催し、制度設計を進めてまいりました。そして、おくやみ窓口のある程度の運営方法等が決まりましたので、10月からはおくやみ窓口の運営を行う市民窓口グループを事務局として引き続き準備を進めていくこととしました。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） おくやみ窓口の運営方法等がある程度決まったとのことで移管されたんですね。開設に向けて市民窓口グループが事務局として、また関係部署としっかりと連携していただき、推進をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、おくやみ窓口はいつから、どこに設置予定なのかお教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） おくやみ窓口につきましては、先ほど野々山議員の御発言にもございましたが、現在、令和6年4月1日の開設を目指しております。また、開設場所につきましては、市役所1階の市民窓口グループを予定しております。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） 市役所1階市民窓口グループへ設置とのことですので、今後の推進状況の中で変更が発生するようであれば、また改めてお示ししていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、おくやみ窓口の運営方法について教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） おくやみ窓口の運営方法についてお答えをさせていただきます。

近隣市同様に事前予約制を導入し、祝日及び年末年始を除く平日の月曜日から金曜日の開設を予定しております。事前予約制につきましては、近隣市同様に希望日の3開庁日前までに御予約をいただく。具体的には、予約後の平日2日間の準備が必要となるため、月曜日に電話やネットで申し込みをすると予約できるのは木曜日以降となります。金曜日に申し込んだ場合は、予約できるのは水曜日以降となります。また、利用時間は午後の2回、現時点では午後1時15分と3時15分の1日2回を予定しております。手続の際は、原則御遺族が席を移動することなく手続を完了することを目指しております。

申請書への記入等の配慮といたしましては、事前にいただいた予約情報により、事前に氏名、住所等の情報を記載した申請書を用意し、複数の申請書に氏名や住所等の記入する必要がないよう負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

御遺族への配慮として、席を移動することなく、また申請書へ事前に氏名や住所等を記載し御準備いただけるということは、利用者様への負担軽減につながるかと思います。行政の御配慮に大変感謝をいたします。しっかりとまた進めてください。よろしく願いいたします。

最後に、おくやみ窓口の開設に向けた今後の取組、課題等についてお教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） おくやみ窓口の開設に向けた取組課題につきましては、おくやみ窓口の受付職員のみならず、事前予約の情報に基づき、各グループにおいて必要な手続の特定、必要書類の準備、システムの適正運用など、全庁的な職員の取組が必要と認識をいたしております。加えて、おくやみ窓口の周知等も課題であると認識をしており、現在作成中のおくやみハンドブックも活用しながら周知に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） おくやみハンドブックの作成中ということですが、このおくやみハンドブックはどのように手渡されるといいますか、配布をされるのか、ちょっとこの部分の予定についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 現在作成中のおくやみハンドブックでございますが、当然、死亡届を提出いただいたとき、この場合に御遺族の方にお渡ししたいなど。あと、ホームページ上での掲載をしていきたいなどというふうに現在考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

おくやみ窓口の周知につきまして、またぜひデジタル技術も活用して、さらに取り組んでいただきたいなと思います。

来年4月のおくやみ窓口の開設に向けて準備に御苦労がたくさんあるかと思いますが、御利用者様に喜んで使っていただける推進をお願いしまして、次の質問へ移らせていただきます。

次に、商品軽自動車の軽自動車税の課税免除についてお尋ねいたします。

自動車販売業者は、下取り、また買い取った中古車のほとんどを再度ユーザーに販売する間、道路運送車両法に基づいて車の使用を一時的に中止する手続、これ一時抹消登録、廃車手続、いわゆる車検を切ることなく一時的に販売業者の自己名義にした上で、商品車両として在庫展示しているのが現状であります。

毎年4月1日時点で在庫展示している車両の軽自動車税は、届出名義人である自動車販売業者が負担をしております。自動車販売業者によると、下取り、また買い取った中古軽自動車の使用

を一時的に中止する手続、いわゆる車検を切れば、軽自動車税の課税対象外となりますが、同時に車検有効期間も無効となります。

この間、ユーザーにとっては、購入時の車検整備代や届け出諸費用の増大、時間的ロスが大幅に発生し、余分な経費を負担することになります。これは、中古自動車の適正な流通と円滑化を妨げる要因となります。また、負担した軽自動車税は、厳しい競争の下、商品に上乗せできずに、結局、自動車販売業者が負担をし、利益を圧迫されているとのことであります。

軽自動車税は、平成27年4月1日以降に新規検査した場合、自家用軽自動車は1万800円、平成28年度に軽自動車税の税率改正以降は、地球環境問題への対応としてグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した車両について経年車重課が導入され、税率が1万2,900円となり、さらなる負担増となっております。

そこで、まず、本市における商品軽自動車に対する軽自動車税の課税免除に関する見解についてお伺いいたします。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それではお答えいたします。

軽自動車税は、市町村が課税団体として、軽自動車等の所有の事実に見出す財産税としての性格と、その運行によって生ずる道路損傷に対する負担的な性格、この両者の性格を有するものと解されております。

商品軽自動車に対する課税免除は、市町村の判断により行われ、ほとんどの自治体がそうであるように、商品であって使用されていない軽自動車等に対しては課税しないことといたしまして、具体的には、道路運送車両法の規定に基づく登録を行っていないもの、いわゆるナンバープレートのないものについて課税免除をしております。

これは、ナンバープレートの登録があればいつでも試乗することができ、道路を走ることができるというようなことを考慮し、一般納税義務者との税の公平性の観点から課税しているところでございます。

なお、御指摘のように、中古自動車販売事業者の方々にも影響を及ぼしている面があることは理解しております。

国は、脱炭素化社会の実現に向けて、自動車に対する課税の在り方について検討をしています。本市におきましても、国の動向などを注視しながら課税の在り方について研究を進めてまいります。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ナンバープレートの登録があり、かつ商品であって使用されていない軽自動車であることが明確で、課税免除に該当することが分かる、そのような研究を進めていただけるようお願いしたいなと思います。

では、県内及び近隣市町村で、軽自動車税種別割の課税免除を行っている市町村はありますか。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） お答えします。

愛知県内では、名古屋市、常滑市、それから東海市が課税免除を実施していることを確認いたしております。この近隣市、西三河9市1町におきましては、今、申し上げている課税免除につきましては、いずれも行っている市町はございません。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

西三河9市1町で課税免除は行われていないということでしたが、名古屋市、常滑市、東海市では、課税免除を実施しているということですので、この課税の在り方について参考にしていただければなというふうに思います。

最後に、高浜市内に商品であって使用していない軽自動車は何台あるのか、また課税免除した場合の影響額について分かるようでしたら教えてください。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） お答えします。

自動車販売業を営んでいる法人が所有し、主たる定置場が高浜市である車両という条件で抽出したところ、23の事業者、台数にして約150台がその対象ということになります。これは、令和5年度の課税実績より抽出したものでございます。

なお、事業者自身がいわゆる営業用で使用している車両もこの台数に含まれるため、今、申し上げた150台全てが商品であって使用しない軽自動車というわけではございません。

また、事業者が納税義務者となっている仮に全ての車両が課税免除対象の中古系自動車と仮定した場合、その減収額につきましては約140万円となりまして、軽自動車税種別割の全体に対する割合としては、約1%影響が出るものでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） ありがとうございます。

課税免除をした場合の影響額が、軽自動車税種別割減収額が約140万円ある。全体に対する割合としては約1%ということでしたが、事業者自身が営業用で使用している車両以上に課税をされていることに、そちらのほうに目を向けていただければなというふうに考えております。

私たち公明党の立党精神に、「大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいく」とあります。また、「小さな声を、聴く力」というキャッチフレーズを立てて実践する中で、今回、自動車販売業者からの声を基に今回のこの質問をさせていただきました。自動車販売業者の

負担軽減となる取組になるかと思いますので、名古屋市、常滑市、東海市の課税の在り方の研究を進めていただきながら、また近隣市町村の状況を踏まえ、検討を進めていただけるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は14時15分。

午後 2 時08分休憩

---

午後 2 時15分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、柴口征寛議員。一つ、環境行政について。一つ、福祉施策について。以上2問についての質問を許します。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

先日、11月29日、日本共産党は来年度、2024年度に対する予算要望書を提出させていただきました。大きく分けて6項目あります。

まず、1つ目として、市民福祉の充実のためにです。この中には、市民の命と健康を守るためにとして7件、子育て支援として6件、介護及び老人福祉として11件、障がい者福祉として6件、その他の事業として3件が入っております。

そして、2つ目として、市民の暮らしと営業を守るためにです。これには14件入っております。

3つ目、安全で住みよく快適なまちづくりのためにには23件。

4つ目、人間を大切にする教育、文化、スポーツの充実のためにには16件。

5つ目、行政効率を高め、公正で明るい市政実現を目指してには4件。

そして最後、6つ目、平和な高浜市の実現を目指してには2件。合計92件の要望項目となっております。

今回は、そのうちの2件について質問をさせていただきます。

1つ目に、環境行政についてです。

平成26年度から令和5年度までの10年間を計画期間とした、現在の高浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画についてまず伺います。

この計画の中にごみの減量の数値目標が掲げられております。目標年度である今年度の家庭系ごみ排出量、資源回収量、そして事業系ごみ排出量、それぞれの数値目標と基準年度からの達成状況について、まずお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） お答えいたします。

まず、現状といたしましては令和4年度の実績でお答えをさせていただきます。

まず、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量でございますが、こちらのほうにつきましては目標値は400グラム、現状値は529グラムでございます。

次に、1人1日当たりの資源回収量でございますが、こちらのほうにつきましては目標値は200グラム、現状は59グラムでございます。

次に、1人1日当たりの事業系ごみ排出量でございますが、目標値は200グラム、現状は236グラムでございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） このうちの家庭系ごみ排出量に関しましては、4項目に分けられて細かく数値目標が設定されておりますが、そのうちの1つ、資源化の促進では、分別されず可燃ごみの袋に排出されている紙類、衣類、プラスチック容器包装及び生ごみの資源化を推進することにより、基準年度に対し約19%、101グラムの削減を目指すとありますが、これについての達成状況をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） こちらのほうにつきましては、1つは目安として定めたものでございまして、可燃ごみの中に紙などの資源化できるごみであったり、生ごみなどの堆肥ができるごみがどれだけ入っているのかにつきましては把握が難しい状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） ごみの減量の数値目標が設定されて、その達成に向けて取り組んでいくというのはいいのですけれども、実際の数値を出せないというのは次の計画策定においてその結果を生かすことができなくなるのではないかと思います。

次に、目標達成のための7つの柱が掲げられております。計画期間はまだ数か月残っておりますが、この7つの柱の進捗度合いについてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 計画初年度の平成26年度からこれまでに取り組みました主なものを5つほどお答えさせていただきます。

まず、1つ目といたしましては、平成27年度及び令和2年度に分別便利帳を改善し、全世帯に配付いたしました。

2つ目といたしまして、平成30年度にごみ分別アプリ「さんあ〜る」の運用を開始いたしまして、登録者数は現在約3,000人となっております。なお、本年度、こちらの分別アプリにつきましては、外国語版の導入の予定もしてございます。

3つ目といたしまして、平成30年度に高浜市災害廃棄物処理計画を策定いたしました。

4つ目といたしまして、令和元年度より指定ごみ袋の有料化を実施いたしました。

5つ目として、本年度、秋の市民一斉清掃をさわやか秋の市民清掃に変更し、参加者の拡大を

推進いたしました。

取組の実施の状況の全般といたしましては、事業者との連携、環境学習につきましては一部未実施のものがございます。ただ、ごみの分別の取組であったり、不法投棄の防止、ごみ袋の有料化につきましてはおおむね実施することができました。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 今回の計画の作成に当たっては、現状の把握と計画の基礎資料とするためにアンケート調査が行われたとあります。アンケート調査は次期計画の作成に当たって貴重な資料となります。今回もアンケート調査を実施されているとのことですが、詳しく教えてください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） アンケートの関係でございますが、対象者といたしましては、市民、事業者、小学校4年生を対象として実施しております。

調査方法、回答方法といたしましては、市民、事業所向けにつきましては、郵送または電子送付で実施しておりまして、小学生につきましては、アンケート用紙の回収による方法で実施いたしました。

実施期間といたしましては、市民、事業者に対するアンケートは、本年9月26日から10月15日に実施しておりまして、小学校4年生に対するアンケートにつきましては、本年11月21日から11月30日に実施しております。

内容といたしましては、ごみの発生の抑制、また有効活用に関する行動などについてアンケートを実施いたしました。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） このアンケート調査についてももう少しちょっと伺います。

実施期間が約半月ほどで短いようにも思いますけれども、前回のアンケート調査の回収率は41.7%でしたが、今回の回収率についてはいかがでしたでしょうか。そしてあわせて、小学生向けのアンケートに関して、内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 回収率の御質問でございますが、こちらのほうにつきましては、現在、小学校に対するアンケートが終わったところでございまして、これから集計のほうをいたします。

あと、小学生アンケートの内容でございますが、ごみのポイ捨てであったり、ごみの不法投棄だとかそこら辺を小学生の視点でお聞きするような内容にさせていただいてございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 現行のごみ処理基本計画の一般廃棄物の適正な処理等、（1）ごみの適正

な処理の促進、②中間処理計画に関する記述に関して、2項目を読み上げさせていただきます。

「ごみ処理施設の整備にあたっては、衣浦衛生組合及び関係市（碧南市）と連携を図りながら進めるとともに、施設の延命化を図ります」、「将来にわたる安定したごみ処理体制を維持するため、衣浦東部ごみ処理広域化計画を定期的に見直し、新焼却処理施設の内容、更新時期等を検討していきます」とあります。

これを踏まえて、現在、碧南市と中部電力株式会社とで検討されている民設民営のごみ焼却施設に関し、今後どのように連携を図るのか。また、2052年までの延命化単独運用が決定した、安城市との広域化が不可能となった今、現施設の延命化、新施設の建設等、現時点でどのようにお考えか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 今後のごみ焼却施設の在り方検討につきましては、先ほどごみ処理基本計画に記載のとおり、衣浦衛生組合と碧南市と連携を図りながらこれまでどおり進めてまいります。

現施設の延命化、新施設の建設等の考え方でございますが、様々な選択肢について比較検討していくということで、現時点では何も決まっておられません。検討状況では、現在、衣浦衛生組合において、衣浦衛生組合において取り得る様々な選択肢についての検討をされておられます。また、碧南市と中部電力株式会社との協定の間で提案される民設民営のごみ焼却施設についても選択肢の一つになり得るということで、これらを比較検討する中で具体的な方向性を見いだしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 現計画は今年度で終了となります。現在、次期計画、その作成に向けて取り組んでおられることと思いますが、次期計画は令和6年度から令和15年度までの10年間ということよろしいでしょうか。

また、次期計画の作成に当たりまして、3点、ごみの減量、5Rの推進、剪定枝や生ごみの処理空間に関しては次期計画でどのように盛り込まれているのか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 現在、高浜市環境対策協議会におきまして、御質問の次期計画期間、今後の取組などを検討中でございます。現段階ではお答えすることはできません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） パブリックコメントについては実施される予定でしょうか。お願いします。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 今後、素案のほうを取りまとめた後にパブリックコメントを実施いたします予定をしております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） アンケート調査の結果と併せて、このパブリックコメントについても次期計画にぜひ反映していただくようお願いいたします。

それでは、次に移りまして、環境基本計画について伺います。

現在、気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっております。既に世界各地では異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇等が大問題となっております。この夏の日本の平均気温は平年と比べて1.76度高く、気象庁が統計を取り始めてからの125年間で最も高くなったとのことです。また、日本近海の海面水温も過去最高とのことで、地上も海も最も暑い夏となりました。地球温暖化により、今後、暴風雨、豪雨、高潮など台風災害等の危険性が年々増大していくことが予想されます。今後は、高浜市の市民、事業者、行政だけでなく、近隣自治体等とも協力をして地球規模の環境変化に対する危機感を共有していかなければなりません。

そのため、現在作成されている環境基本計画については非常に重要であり、広く声を聞くパブリックコメントが重要であると考えます。

環境衛生対策推進事業における環境基本計画作成スケジュールを見ますと、このパブリックコメントの期間が来年1月中、そして環境対策協議会が2月中頃、そして3月半ばに完成となっております。完成までの期間が短いようにも思いますが、受けた意見を確実に反映したものにできますでしょうか。お答えください。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 現在、こちらの環境基本計画におきましても素案を検討中でありまして、現段階では具体的なパブリックコメントの実施時期につきましては決まっておりませんが、パブリックコメントでいただきました意見につきましては反映できるものは反映してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 2018年、国連IPCCの1.5℃特別報告書では、2030年までに大気中への温室効果ガスの排出を2010年比で45%削減をし、2050年までに実質ゼロを達成できないと世界の平均気温の上昇、産業革命前に比べて1.5度までに抑え込むことができなくなることを明らかにしました。

この2030年は非常に重要で、それまでに人類がしっかりとした対策を取らなければ、地球環境への影響力を失い、その後は何をやっても大して意味はない。地球環境は完全に制御不能に陥り、どんな手段を使っても無駄ということになるとの意見もあります。

そこで伺いますが、2030年のCO2削減目標について、環境基本計画には明記されますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 現在、高浜市環境対策協議会におきまして、CO<sub>2</sub>削減目標などを検討中でありまして、現段階ではお答えすることができません。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） それでは、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、高浜市としての施策は検討されていけますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） こちらも先ほどの答弁と重複いたしますが、現在、高浜市環境対策協議会におきまして、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの普及、導入等の取組を検討中でありまして、現段階ではお答えすることができません。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことをゼロカーボンシティ宣言として表明をし、具体的な取組、対策を進める自治体が2019年9月には4自治体であったのが、翌年、2020年10月には166自治体、そして今年9月時点では991自治体と広がってきております。高浜市でもゼロカーボンシティ宣言、これを表明する考えはありますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） ゼロカーボンシティ宣言につきましては、今後、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 令和3年3月定例会にて提出をされましたゼロカーボン達成に向けた取組の推進に関する陳情については採択となりました。あと数か月で3年となります。脱炭素社会に向けて高浜市が強い覚悟を示すためにも、一刻も早いゼロカーボンシティ宣言を表明していただきますようお願いいたします。

脱炭素社会の実現は、一人一人の決意と行動にかかっております。一人一人が気候危機打開の主人公であり、ライフスタイルや生活様式を見直したり、自分の地域にある再生可能エネルギーを地域の方々と力を合わせて開発、利用することも大切になってきます。しかし、個々人や家庭の努力だけでは脱炭素は実現できません。政治の力が必要になってきます。スマートハウス設備設置費の補助金拡大や公共施設、小規模工場などの屋根への太陽光パネルの設置といった再エネ・省エネ対策の推進及び公用車のガソリン車からゼロエミッション車への切替え、そして住民や地元企業に専門的なアドバイスを行える支援窓口の設置などを行い、地球環境を守る先進都市へと変わっていくことをお願いいたします。

現在、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議COP28がアラブ首長国連邦のドバイで開催されております。地球全体の今年の平均気温は観測史上最高を記録したなどの発表が研究機関から

相次いでおります。国連の気候変動枠組条約事務局が先月14日に公表した報告書では、各国が現状の削減目標のままであれば、気温上昇は2.1から2.8度上昇する分析となっております。現在の取組の水準では1.5度の目標にとっても到達できない状況となっております。

政府が2021年に示した2030年度の削減目標、2013年度比46%の再考が必要となります。

日本共産党は、2030年度までに省エネルギーと再生可能エネルギーを組み合わせ、CO<sub>2</sub>を2010年度比60%削減する目標を提案しております。エネルギー消費量を4割減らし、再生可能エネルギーで電力の50%を賄えば60%の削減は可能です。さらに2050年に向けて、残されたガス、火力なども再生可能エネルギーに置き換え、実質ゼロを目指します。

次期計画では、こうした状況をぜひ踏まえて目標設定を行っていただくよう強く求めまして、次に移ります。

2つ目は福祉施策についてです。

まず、3年を1期として作成されております介護保険事業計画について伺っていきます。

最初に、現在の介護給付費準備基金の残高をお願いします。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 高浜市の介護給付費準備基金の残高でございますが、令和4年度の決算ベースでは約2億1,000万円となっております。

なお、本議会で上程をさせていただいておりますが、12月補正予算を御可決いただきますと、約1億9,700万円となる見込みでございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 介護保険制度が2000年に施行されて以来、3年ごとに介護保険料が見直されてきました。残念ながら、高浜市では毎回値上げされてきております。前回、第7期から今回の第8期に替わった際、愛知県内において値下げは5市町村、据置きは15市町、そして値上げは高浜市を含めた34市町村でした。

この負担増、保険料を支払う65歳以上の加入者にとっては生活を大きく圧迫することとなります。特に昨年から続く食料品、日用品から電気、ガスに至る生活全般にわたる物価高騰は、高齢者に厳しい生活を強いるものとなっております。

こうした中、次期、第9期介護保険事業計画においては、介護保険料の引下げを決断すべきであると考えます。介護保険料は、介護保険法第129条で「おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」と定められ、2008年12月25日付、厚労省介護保険課資料では、本来は当該基金は造成された期における被保険者に還元されるものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであるとしております。

したがって、高齢者への過重な負担を解消するためにも、第8期末の基金残高は取り崩し、第9期の介護保険料引下げに反映させるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 支払準備基金につきましては、計画期間内における急激な給付費の伸びに対応するために設置しております。高浜市介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例第6条第5号のとおり、第1号被保険者の介護保険料を軽減するための財源に充てるときにこれを処分することができるかとされております。

その一方で、第1号から第4号及び第6号のとおり、介護給付費又は予防給付費、審査支払手数料、福祉保健事業等の不足額に充てるときにも処分することができるものです。

仮に、保険料軽減のために基金を全て充当してしまう場合、介護給付費等が不足するようなことになれば、市の財源では資金繰りができなくなってしまいます。その場合は、県が設置する財政安定化基金から借金をすることになってしまいます。県の基金から借りたお金は、次の計画期間に返済しなければなりませんので、結果的に保険料が上昇することが考えられます。そういった意味合いでも一定金額を基金に残しておく必要があると考えております。

現在の第8期の介護保険事業計画では、令和2年度末の約2億1,000万円の基金残高から1億2,000万円を取り崩すこととしました。この結果、介護保険料の基準額は月額5,820円となっております。現在、第9期計画の策定中でございますが、現時点では第8期と同程度の取崩しを検討しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 低所得者に対する介護保険料の減免制度の実施、また低所得者の保険料段階の倍率を低く抑えて応能負担を強める。とりわけ第1段階と第2段階の免除が必要であると考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 第1段階、第2段階の軽減という御質問でございますが、国は現在も令和6年度以降の介護保険に関する見直しについて、社会保障審議会の介護保険部会等において議論を重ねている最中でございます。

中でも、議員御質問の保険料については、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階の役割分担について、今後の介護保険部会等の議論を踏まえつつ、年末までに結論を得るとされている、そういったところでございます。

介護保険制度の持続可能性を確保するためには、団塊の世代が75歳以上となる2025年、その後、高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけての介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再配分機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要があるとされておるところでございます。

現段階で考えられる見直しの例を示すものとして、国は現在の9段階からおおむね13段階に見直す方向と考えております。あわせて、低所得者の保険料につきましては、基準額に対する

最終乗率、いわゆる低所得者が実際に負担する乗率の引下げが見込まれておるところでございます。

本市では、第7期に当たる平成30年度より17段階で所得段階を設定をしております。また、低所得者の保険料の最終乗率については、現状でも国が引下げ案としている乗率を下回っているような状況がございます。

本市も現在第9期の策定中とお伝えしたとおり、今後、今月22日には今年度3回目の介護保険審議会を開催をする予定をしております。第2回の審議会では計画の素案の一部、給付と保険料を除いた部分をお示しをし、御意見を委員の皆さんに頂戴をしたところでございます。この後、第3回の審議会では、給付と保険料についての議論をしていただく予定をしておるところでございます。

国も介護保険制度の将来を心配しておるわけですが、本市においても今後の介護給付費の増加を見据えると保険料の引下げは難しいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 保険料の段階につきましては、現在、高浜市と津島市の2市が17段階ということで、国が示す基準の9段階よりも多段階の設定。これは愛知県内最高となっております、この点では評価しております。

一方、協会けんぽの医療保険における保険料の段階は50段階の設定となっており、また最高保険料と最低保険料との差については24倍とのことです。ちなみに愛知県内における介護保険料の最高保険料と最低保険料との差については、5.7倍から12.5倍です。加入者が無理なく支払える保険料に少しでも近づけるためには、所得に応じて保険料の段階をさらに多段階化し、所得の高い層の保険料率を引き上げる一方で、低所得者の保険料率を引き下げることにより、応能負担の強化が必要となります。ぜひ、この保険料の多段階化、今後、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 先ほど御答弁いたしましたとおり、国のほうが現在、基準としての9段階を13段階に見直しを検討しておるような状況でございます。その動向を注視をしておるような状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） それでは、次に移ります。

65歳になった障がい者がこれまで利用していた障がい福祉サービスから介護保険サービスへの変更を自治体から迫られることが問題になっております。介護保険に移行すると、今まで使っていた障がい福祉のサービスが利用できなくなったり、同じ名前のサービスがあるからと、実際同じ内容ではないのに介護保険のサービスを利用することになったり、自己負担を求められたりし

ます。収入が限られている障がい者にとって、このことは死活問題です。

ほかの地域では、憲法が保障する生存権の侵害だとして、処分取消しを求める訴訟を起こす障がい者もいます。

こうした問題について、高浜市では把握されていますでしょうか。また、現在の高浜市における対応についてもお願いします。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 議員も御承知だと思いますが、自立支援給付については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条で、他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとされております。

したがいまして、サービス内容や機能から障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的に相当する介護保険サービスを優先して受けていただく仕組みになっております。ただし、サービスの内容や機能から相当する介護保険サービスがない障がい福祉サービス固有のサービスであるような同行援護、行動援護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などについては、自立支援給付が支給される仕組みとなっております。

実際のところといたしましては、利用者が65歳になります前に、本市においては具体的には2か月ぐらい前からになりますけれども、介護保険の認定申請ができることになっておりますので、その時期に障がい者の相談支援事業所から利用者様に御案内をさせていただきまして、包括支援センターで介護保険の認定申請の手続をしていただいております。その後、認定を受けることができれば介護保険のサービスが利用できるようになりますので、ケアマネジャーにつないでいただくとそういった形でございます。ケアマネジャーには障がい者相談支援事業所からケアマネジャーが決まれば引き継ぎをさせていただいておりますので、そういった中で利用者さんの状況も伝わっていくというようなことでございます。

そういった意味合いでいくと、御質問にありました受けられなくなるような方というのを、実際のところ実数を把握しているわけではございませんが、本市ではそういったケースはほぼないというふうに聞いておるところでございます。といいますのも、先ほど御説明したように、障がい福祉サービスから介護保険に移行する際に障がい者の相談支援事業所からケアマネに引き継ぎをしているということでございます。両者の状況を引き継ぐ中でケアプランを作成されていくわけですが、この際に、真に必要な方には引き続き障がい福祉サービスが利用できるように調整をしておりますので、必要な方にはほぼサービスが継続されているというふうに理解をしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 障がい者にとっては、障がい福祉サービスから介護保険サービスに変更さ

れると、従来と同様の生活を送ることが難しくなります。これは制度の目的が異なるからで、障がい福祉サービスの目的は、個人として尊重されるよう障がい者の社会参加を含めた日常生活全般を保障することであるのに対し、介護保険サービスは要介護状態の高齢者の日常生活、限定して支援をするというものです。65歳以上の障がい者にとって、介護保険へ切り替えられると困るのは当然であります。

厚労省は、障害者総合支援法第7条を根拠に介護保険優先原則の立場を取りつつ、自治体には一律に介護保険サービスを優先させるのではなく、個々の状況に応じた支給決定を求めているとのこと。

現在、高浜市においてはこうした問題はないのではないかとのことですけれども、ぜひ、今後、個々の対象者の方の声に真摯に耳を傾けて、引き続き社会参加の機会を確保していただくような対応をお願いいたします。

それでは、最後に障害者控除対象者認定書に関する質問に移ります。

障害者手帳の所持にかかわらず、要介護認定者を市町村長が税法上の障がい者と認めれば、所得税と地方税の障害者控除を受けることができるようになる障害者控除対象者認定書、この発行に係っての申請条件及び申請書受理後から発行に至るまでの流れについてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 障害者控除認定書の障害者控除対象者の認定書の発行の流れでございしますが、窓口で実際の対象になるであろう方に現在はおいでいただきまして、申請をしていただいた上で、我々、事務上の確認を取った上で、対象になる方には認定の発行をさせていただいているような状況でございします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 申請のその対象者についてもお願いします。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 広報等で御案内をさせていただいておりますのが、障害者手帳などで控除を受けている方ではない方でございますが、要介護の認定を受けていらっしゃる方ということで御案内をさせていただいております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） すみません、条件についてなんですけれども、身体療育の障害者手帳を交付を受けていない65歳以上の高齢者、かつ要介護認定を受けている要介護1から5の人でよかったですでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 議員おっしゃるとおりです。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 自治体キャラバンの資料から、2022年5月末時点の要介護認定者数は1,202名、そして認定書発行数については、2020年が107名、そして2021年が114名となっております。これらの数値から、認定書発行率については約10%であることが分かります。

では、何人が申請をして、そのうち何人が認定されたのか、その認定率についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） ちょっとただいま詳細な数字は持ち合わせておりませんが、9割以上の方が認定を受けていらっしゃるということです。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 要介護認定者数がこの1,202名のうちに障害者手帳を持っている人が何人か分かればお願いします。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） すみません、現在、資料を持ち合わせておりませんので、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 発行率が約10%ということについては、かなり低いのではないかと、今後、高めていく必要があるのではないかとと思いますが、この低さ、10%というこの低さについてのお考えをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） こちらの認定につきましては、そもそも一律に判断、この要介護認定を受けていらっしゃる方が対象ということではございませんので、要介護認定と障害認定というものの判断基準がそもそも異なるものでございます。要介護度のみをもって一律に障がい者の何級に相当するののかというのを判断して認定書を発行するというのは、国からも公平性を欠くというような見解が示されておりますのはこれまでも御答弁差し上げておるところでございます。そういった意味合いでは、認定書の発行に当たっては、慎重に取り扱っているところでございます。

また、既に身体障害者手帳などで控除を受けている方や御本人、または扶養者が非課税で申告する必要のない方は認定書自体が必要ではないという方もいらっしゃいます。市としましては、どの方が障害者控除が必要な要介護者なのか、そういったことまでは分かりかねますので、あくまでも勸奨をさせていただいて、申請をもって認定をさせていただいておるといったような状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 現在の障害者控除対象者認定書発行申請に関する周知方法についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 周知方法でございますが、介護保険の認定申請をされた結果によってでございますが、市から介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書、これに併せて介護保険被保険者証をお送りをしておるわけでございますが、この際に要介護1以上と認定された方に対しましては、この封筒に障害者控除の御案内を同封しお知らせをしております。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 高齢者にとって、申請をすることはかなり大変であるかと思えます。申請書の書き方から、どこへ申請するのか、どういった資料を用意すればよいのか、その複雑さで申請をためらっている人も中にはいるかと思えます。また、制度の周知が完全に行き届いていないこともこの認定書の発行率を低くしている原因ではないかと思えます。

せっかくの制度です。利用できる人にはぜひ使っていただくべきであると思えます。この認定書発行率高めるためにも、現在の仕組みを改めて、要介護度が決まった時点でその全ての要介護認定者を障害者控除の対象者として障害者控除対象者認定書を自動的に個別送付すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 要介護認定者への自動送付につきましては、これまでも答弁をさせていただいておりますとおり、現在のところ行うことは考えておりません。繰り返しになりますが、市としては、どの方が障害者控除が必要なのか、そういったことが分かりませんので、あくまでも勧奨をさせていただき、申請をもって認定をさせていただいておるものでございます。

先ほどの答弁にちょっと加えまして、通知の中にチラシを同封することに加えて、このちょうど確定申告の時期に合わせましては、市の広報やホームページでの周知も併せてさせていただいておるものでございます。

あわせて、過去に障害者控除を申請された方に対しましては、個別に御案内の通知もさせていただいております。また、介護各事業所へもチラシの配布を行って、サービスの利用者の皆様にもお知らせをさせていただいておるほか、ケアマネジャーからも利用者やその家族に直接周知していただけるように市内の居宅介護支援事業者が集まる、そういった機会をもって我々行政のほうからも依頼をさせていただいておるようなことも含めて、いろんな方法でお知らせをさせていただいておるところでございます。

この近隣の自治体もほぼ同様の対応をしておりますことから、これまでの対応を現状においては変更する予定はございませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 要介護度と障がいの程度との関係につきましては、2001年11月の日本共産

党新潟県委員会と国税庁との交渉において、要介護1の人は障害者手帳6級の人より障がいがい重いか同程度だと指摘したことに対して、当局が、障害者手帳と要介護認定とは連動していないがと断った上で、実態として要介護認定者は障害者控除の対象者としてはほぼ一致する、限りなく近いと答え、2002年3月の新聞赤旗にて紹介をされました。そして、この報道に関する2002年4月8日の公開質問に対しては、国税当局も、対象者としてはほぼ一致する、限りなく近いなど、この新聞赤旗に報道された個別の発言については否定しませんでした。したがって、全ての要介護認定者を障害者控除の対象者とするには問題はないと考えます。

その上で、再度の質問にはなりますけれども、全ての要介護認定者に障害者控除対象者認定書を自動的に個別送付する考えはやはりありませんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、国も基本的には別のものという認識をしておるとい見解を示されております。そういった意味合いでも、現状で改めるというような考えは今のところございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 必要とする人が自ら申請することによって受け取るという現在の仕組みでは、本来必要としているが制度を知らないために受け取ることができない人が大勢いるのではないかと思います。知っている人、また手続を決断した人だけが受け取る現行の仕組みを改めて、全ての要介護認定者に自動的に個別送付する仕組みに改めることにより、制度を知らない人も受け取り、それを利用することが可能となります。この障害者控除対象者認定書を利用したことにより、7万円ほど返還された人がいるとも聞いております。確かにそれを必要としている人が何人いるのか、実際に利用する人が何人になるのかは分かりません。ただ、それを必要としている人はいるわけで、制度を知らない人に行政が手を差し伸べることは必要であり、行政に対する信頼感にもつながります。

最後になりますけれども、市長、今のやり方を改めて、この障害者控除対象者認定書の自動送付、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 答弁、繰り返しになりますけれども、私ども市といたしましては、どの方が障害者控除が必要なのか分かりませんので、あくまでも勧奨をさせていただきます、申請をもって認定をさせていただきます。近隣自治体も同様のやり方を取っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 終わります。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は15時15分。

午後 3 時04分休憩

---

午後 3 時15分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、今原ゆかり議員。一つ、産前産後ケアと産後ドゥーラについて。一つ、がん検診の推進について。以上2問についての質問を許します。

6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） こんにちは。

本日最後の一般質問をさせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきます。

初めに、産前産後ケアと産後ドゥーラについて。

出産後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を実施する自治体が大きく広がっています。こども家庭庁によると、2022年度の同事業実施自治体は1,462で、全市区町村の約84%に上った。2014年度の29自治体から約50倍に拡大。2021年に施行された改正母子保健法で産後ケアの実施が自治体の努力義務になったことも追い風になったと見られています。

産後ケア事業は、母子の健康を守るため病院などの空きベッドを利用し、活用して休養を取ってもらったり、助産師らが授乳、沐浴のアドバイスをしたりするなど、きめ細かなサポートを行います。

国は自治体に補助金を支給して取組を後押ししていますが、背景にあるのは産後鬱の問題の深刻化です。出産後の女性は育児疲れや睡眠不足から心身が不調に陥りやすく、産後鬱になるケースも少なくありません。

厚生労働省の子供虐待による死亡事例等の検証結果によると、心中以外の虐待の死亡事例のうち、66.9%がゼロから2歳児だということが分かりました。また、虐待の加害者として多いのが母親であるというデータもあります。このため、全ての親が居住自治体にかかわらず、格差なく利用できる環境整備が急務となっています。政府は現在、こども未来戦略方針で産後ケアの実施体制の強化等を行うと明記しました。

本市においては、以前より妊産婦に対して様々な支援を行っていますが、どのようなものがあるのか、またそれぞれの支援の利用状況を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 産前産後の時期は、母親自身の心身の不調起こりやすく、また、子育て家庭は子供の育ちや子育てに対して不安になりやすい時期です。そこで、産後の支援として、産婦健診を産後2週間と1か月をめぐりに2回実施しています。この健診は出産病院などの産科医療機関に受診していただき、身体面に加え、エジンバラ産後鬱病質問票による心の状態

の確認も行っており、受診率は9割を超えています。

加えて、初めて子育てをする家庭を対象に、助産師や保健師が行う産褥期訪問と1歳バースデー訪問を行っています。

産褥期訪問は、産後8週間以内の母親に助産師が電話連絡し、母親の気持ちや体調をお聞きし、御本人が希望される場合は家庭に訪問しており、昨年度の実施率は97.1%でした。その後は生後2か月頃に乳児全戸訪問、こんにちは！あかちゃん訪問で全員の家庭に訪問を行っています。

次に、1歳バースデー訪問は、1歳のお誕生日の月に保健師や助産師が家庭訪問をしており、昨年度の実施率は97.8%、そのうち2割の方がマイ保健師による相談支援を継続しています。また、産後鬱の予防や心身のケアが必要とされる方には、マイ保健師が産後ケアやNPOによる訪問型相談支援の利用を御紹介しています。この訪問型相談支援については、いちごプラザを運営するNPOふれ愛・ぽーとの助産師やスタッフが身近な専門職、子育て経験者として子育て家庭の支援を行い、昨年度は7組の親子への相談支援を実施しています。

続きまして、産後ケア事業は、2助産院、4医療機関の計6施設で実施し、昨年度は7件、利用延べ人数は16日でした。

最後に、今年2月から全ての妊婦、子育て家庭を対象に妊娠期からの伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金支給事業を開始しました。これら妊産婦に対する様々な支援事業の利用をお勧めしながら、必要に応じマイ保健師が継続的に相談支援を行い、切れ目のない一貫した伴走型の相談支援に努めています。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

私が以前伺った3年前よりも利用施設も増え、きめ細かな支援をされているということが改めて確認ができました。

次に、本市の出生率の推移を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 本市の出生数と出生率は、平成30年の出生数423人、出生率8.8から緩やかに減少傾向にあります。令和元年は出生数381人で、出生率は7.8、令和2年は出生数352人で、出生率は7.6です。令和3年については、本市の出生数は358人で、出生率は7.7、愛知県の出生率は7.4、全国は6.6であり、出生率は全国的に減少傾向にあります。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

出生率の減少には多様な課題があると思います。政府は常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策を我が国の社会の真ん中に捉えて、子供の視点で、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全

体で後押しする、こどもまんなか社会を目指すこととしました。

その取組のための司令塔となるこども家庭庁を今年の4月1日に発足し、子供の成長や安全、就学前の教育、保育などに係る生育、困難を抱える子供や家庭をサポートする支援などの事務を所管します。

これらの取組と連動して、地方自治体の具体的な取組を推進するため、児童福祉法等の改正も行われました。新たな事業として、子育て世帯に対する包括的な支援の強化と事業の拡充を定めており、訪問家事支援、児童の居場所づくり支援、親子関係の形成支援等を行う事業の新設がうたわれています。

この訪問家事支援については、児童福祉法改正に先立って令和3年度の補正予算に子育て世帯訪問家事支援臨時特例事業という名称で既に盛り込まれています。この事業は、家事・育児に不安や負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦、ヤングケアラーを抱えた家庭などを対象に訪問支援員が家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事や育児の直接支援を行うことにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐというものです。

そこで、改正児童福祉法で示された取組について、どのような対応を考えていますでしょうか。  
○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 改正児童法、児童福祉法により、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとされました。

本市においては、令和6年4月1日に子供の総合相談窓口としてこども家庭センターをいきいき広場内に設置していきます。このこども家庭センターには、統括支援員として専任の保健師を配置する予定です。また、子育て世帯訪問支援事業に位置づけされた家事支援等を行う訪問支援員は、ヘルパーなどの有資格者や市町村が適当と認める研修を終了していることが望ましいとされていますので、近隣市の状況を確認しつつ、実施を検討してまいります。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

改正児童福祉法の施行日にこども家庭センターが開設されるということで大変うれしく思います。

次に、訪問家事支援を先行的に実施されている東京都中野区の事業例を紹介いたします。

妊娠、出産、育児を切れ目なくサポートしていく事業の一環として、出産後間もない家庭に家事ヘルパー、ベビーシッター、産後ドゥーラの3職種を派遣して行うものです。母子保健事業としての産後ケアと連携して実施されています。

家事ヘルパー、ベビーシッター、産後ドゥーラはそれぞれ専門性が異なります。家事ヘルパーは家事支援を行います、赤ちゃんに直接触れるようなことはしません。ベビーシッターは、赤

ちゃんのお世話を通して育児支援をしますが、家事支援をすることはありません。最も特徴的なのは産後ドゥーラで、訓練を受けて民間資格を有する産後ドゥーラが母親の悩みを傾聴し、家事も育児も支援することができます。

中野区のトータルケア事業に始まった産後ドゥーラの訪問サービスは、港区や新宿区など広がりを見せ、東京都もママパパ応援事業の一環として産後の家庭に家事ヘルパー、ベビーシッター、産後ドゥーラを派遣する産後家事・育児支援事業を発足。区市町村の取組やそのための人材育成に10割補助を実施しています。こうした動きは他県の自治体にも広がり始めました。

産後の母親に対する訪問型の支援は、母子保健分野の産後ケアの中では、保健師、助産師、看護師などが訪問して相談支援するアウトリーチが既に国でも事業化されています。しかし、産後ケアは保健事業であるために、医療系の専門職による相談指導だけで、家事、育児に関する直接的な支援は含まれません。家事、育児の負担を抱えて疲弊している母親や家庭のニーズには応えることができないのです。産後ドゥーラが産後間もない母親の悩みを聞き、求めている支援に基づいて支援プランをつくり、母親の心に寄り添ってトータルに支えることができます。

先日、ドゥーラ協会理事の梁川さんに会う機会がありました。ドゥーラとは、経験豊かな女性という意味だそうです。御自身も産後ドゥーラの資格を持ち、今まで多くの方に訪問支援をされてきました。家の様子を見て、赤ちゃんの様子を見る。お母さんの話を聞いて、一番困っていることをしてあげる。お母さんが落ち着いて気持ちを立て直せる時間をつくってあげること、これが何より大事なことだと教えていただきました。また、家事や育児などを無理なく指導し、医療や心理の専門知識に関わることは、適切な専門家のサポートにつなげるよう情報提供を。悩みにはひたすら寄り添い傾聴をする。産後鬱を発症し、泣いていたばかりのお母さん。何度か通ううちに信頼関係ができ、日に日にお母さんの顔が明るくなっていくのがドゥーラの喜びであり、達成感を感じられる瞬間だと語ってくれました。

また、産後鬱の治療に当たっている慈恵医大精神科の井上准教授は次のように語っています。産後鬱の母親は、家事が止まると自分への駄目出しを繰り返し、どんどん悲観的になっていく。育児や家事を回すための直接支援や信頼できる支援者に子供を任せられる時間をつくる必要がある。それらが母親にとって最良の心理的ケアにもなると。

そこでお聞きします。家事支援と育児支援を一緒に行える産後ドゥーラについて、市はどのような考えを持っていますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 産後ドゥーラは、一般社団法人産後ドゥーラ協会が行う養成講座を受講した後に認定を受ける民間団体の資格です。訪問型相談支援と家事や育児支援を行うことができる方々であり、一定のニーズはあると考えています。

また一方で、産後ドゥーラは新しい子育て支援活動であるため、これから利用ニーズが高まっ

ていく可能性はあるものの、この活動の認知度は現状は低いと考えています。子育て中の御家庭に生活の場である御自宅に入り、相談支援や家事、育児支援を行うためには、利用される方と支援者との信頼関係を築くことが大切です。

市としましては、平成27年度から開始しております産後ケア事業を拡充し、より利用しやすい事業になるように検討を始めております。現在行っている宿泊型と日帰り型に加え、アウトリーチ型、訪問型を開始し、専門職による相談や育児に関する親子支援の充実を進めていきたいと考えています。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

まだまだ産後ドゥーラの資格を持っている人は少ないので認知度も低いようですが、確実にほかの団体も増えてきました。熊本県の玉東町では、年間40人の出生数で、ドゥーラが2人もいて、熊本地震の際には避難所にドゥーラが駆けつけて助かった人もいるとのこと。また、刈谷市で産後ドゥーラを利用された方からは、高浜市在住のドゥーラの方が訪問したと聞きました。

講習場所も、現在、全国で4か所、内容も大変厳しく受講料もかなりかかります。今後、必要になってくる職種だと思いますし、女性の社会進出にも役立つと考えますが、資格取得の助成について、市の考えを教えてください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 市としましては、直ちに産後ドゥーラの資格取得の助成について検討するのではなく、これからの産後ドゥーラの活動や利用状況と、国や近隣市の動向を注視することから始めていきたいと考えています。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございました。

ドゥーラ協会は、助産院の院長が退院後に手厚いサポートをしてくれる人が必要だとの思いでつくられたと聞きました。出産した女性の中でドゥーラのような人に助けてほしい人は1割から2割だそうです。私自身もほぼワンオペ状態でその中の1人でした。当たり前のことですが、お母さんが元気じゃなければ子育てはできません。子育て世帯の総合的な支援の強化を来年開設されるこども家庭センターに期待したいと思います。

次に、がん検診の推進について。

国立がんセンターによると、がんは1981年以降、日本人の死因第1位となっており、その罹患数は2019年で約100万人、死亡者数は2021年で約38万人とがん患者は増加傾向にあります。がんの要因とされる生活習慣や環境要因に対して適切な対策や予防を行うことによって、新たながん患者を抑制し、がん関連の直接医療費や労働損失を回避することが可能になると考えられます。

国内初の防げたはずのがんについての金銭的負担の推計調査が発表され、予防可能なリスク要

因によるがんの経済的負担の推計が約1兆240億円に上りました。この推計額は、2015年時点ではがん患者数などを基に直接的な医療費や死亡、罹患による労働損失を足して負担額を算出したものです。労働人口が減少し、経済的余裕を失っていく日本において、今回、明らかとなった予防可能なリスク要因に起因するがんの経済的負担を減少させていく取組は重要です。

2023年3月、第4期がん対策推進基本計画が閣議決定され、4月より計画に向けた取組が始まりました。「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」を全体目標とした上で、がん予防、がん医療、がんとの共生の3本を柱とし、4つ目にはこれらを支える基盤を掲げています。

このがん対策推進基本計画の見直しのポイントとして、1つ目のがん予防では、がん検診受診率の目標について、いずれのがん種においても増加傾向であり、一部のがん種で目標値を達成できたことから、さらなる受診率向上を目指し、50%から60%に引き上げられました。

2つ目のがん医療では、がん10年生存率などの進展に伴い、緩和ケアについて全ての医療従事者が診断時から治療と併せて取り組むべきとの趣旨から、がん医療分野の中に記載しました。

3つ目のがんとの共生では、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加する中で、アピアランスケアを独立した項目として記載し、拠点病院等を中心としたアピアランスケアに係る相談支援、情報提供体制の構築等を推進とありました。

今回は、がんを早期発見するためにはがん検診を受けることが何よりも大切だと思いますので、このことについて質問させていただきます。

現在、本市でのがん検診はどのように推進されていますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） がん検診については、受診勧奨と受診に必要な受診券の発行申請をなくすことを目的に、40歳以上の方へ個別通知を行っています。加えて、保健師が行う様々な健康講座において、生活習慣の改善とがん検診の受診勧奨を行っています。また、市内のかかりつけ医で特定健診や後期高齢者健診を受診される方に対しては、医師会の先生方の御協力をいただき、がん検診を勧めていただいております。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

がん検診受診者のうち、30から70%程度が受診している職域におけるがん検診は任意で実施されており、実態を継続的に把握する仕組みがないと思います。がん検診の無料クーポンがある場合とない場合の年齢別の受診数または受診率の推移を教えてください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） がん検診の無料クーポン券の対象者は、乳腺検診が当該年度41歳になる女性と、子宮検診は当該年度21歳になる女性です。

まず、乳腺検診の受診者数は、令和3年度は1,657人であり、年代別内訳は、40歳代は460人で、全受診者数の27.8%、50歳代は400人で、全受診者数の24.1%、60歳代は381人で、全受診者数の23%、70歳以上は257人で15.5%となっており、無料クーポン券の対象者がいる40歳代の受診率が最も高くなっています。

一方で、子宮検診の受診者数は、令和3年度は1,618人であり、年代別内訳は、20歳代は218人で、全受診者数の13.5%、30歳代は355人で、全受診者数の21.9%、40歳代は342人で、全受診者数の21.1%、50歳代は306人で、全受診者数の18.9%、60歳代は231人で、全受診者数の14.3%、70歳以上は162人で、全受診者数の10%となっており、無料クーポン券の対象者がいる20歳代の受診率はやや低調といえます。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

全体的に受診者数は少ないと感じます。がんにかかってしまいますと、身体的、精神的苦痛のほか、休職や離職といった社会的苦痛を味わうことになるかもしれません。また、治療費が高額になる場合もありますし、市にとりましても負担が増えることとなります。

がん検診の受診率の向上に向けた取組が必要と考えますが、新たな取組があれば教えてください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） がん検診の受診率を向上させるため、本市では長らく個別通知による受診勧奨を行ってまいりました。また、肺がん検診については、本人がお断りされない限りは、肺がん検診を特定健診や後期高齢者健診とセットで同時に受診できるオプトアウト方式で受診し、実施し、本人の費用負担もありません。

今後も近隣市の取組を参考にしながら、がん検診の受診率の向上に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 6番、今原ゆかり議員。

○6番（今原ゆかり） ありがとうございます。

特定健診や後期高齢者健診の対象の方にはがん検診の受診に必要ながん検診受診券を健診表と一緒に個別送付をしていただいているとのことで安心しました。

国が推奨するがん検診には年に1回、または2年に1回受けたほうがよいとされるものがあります。受診券を送付され、目にすることで意識も変わると思います。アンケートによりますと、時間がない、健康に自信があるという理由で検診しない人もいます。そういった方々にこそ検診を受けていただけるよう働きかけをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉浦康憲） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

明日は、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 3 時42分散会

---